
吉岡町公共施設等総合管理計画

改訂版

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

吉岡町

目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 吉岡町の概要.....	3
1 町の概況.....	3
2 公共施設等の状況.....	4
3 人口動向.....	14
4 財政の現況.....	15
5 更新費用の推計.....	19
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	28
7 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標.....	31
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	32
1 現状や課題に関する基本認識.....	32
2 計画期間.....	33
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	33
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	35
【公共施設】.....	36
1 集会施設.....	36
2 文化施設・図書館.....	36
3 博物館.....	37
4 スポーツ施設.....	38
5 レクリエーション施設・観光施設.....	39
6 産業系施設.....	39
7 学校.....	40
8 その他教育施設.....	40
9 幼児・児童施設.....	41
10 高齢福祉施設.....	42
11 保健施設.....	42
12 庁舎等.....	43
13 消防施設.....	43
14 公営住宅.....	44

15 公園.....	44
16 農業用水施設.....	45
17 その他施設.....	46
【インフラ】.....	47
1 橋りょう.....	47
2 道路.....	47
3 上水道.....	47
4 下水道.....	48
第4章 PDCA サイクルの実施方針.....	49
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	49
2 フォローアップの進め方について.....	49
3 PDCAサイクルの推進方針.....	49

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、原則として、令和2年度のものとし、それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

%（パーセント）表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

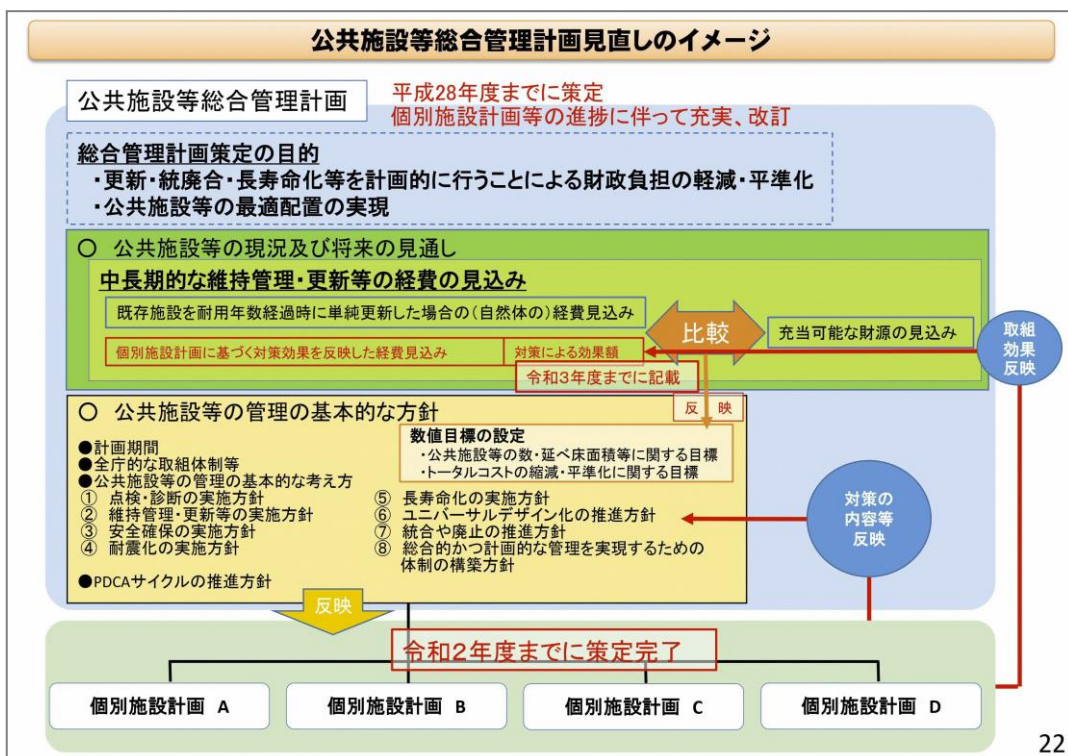
本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を建設してきました。

その結果、本町が所有する公共施設は、町役場などの行政系施設、義務教育を提供するための小中学校、図書館、文化センターや体育館など多くの住民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、町営住宅など多岐にわたっています。これまでは、新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれ、施設の所管課がそれぞれの施設特性（機能）に合わせて個別に対応していたため、公共施設の全体像を統一的に整理したものはありませんでした。

しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、今後は多額の更新等費用が必要になることが見込まれており、そのための財源確保が必要になります。また、現下の厳しい財政状況の中、高齢化の進行と年齢別人口構成割合の変動に対応していくには、今後は既存公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応する必要があります。

このような現況を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、町が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「吉岡町公共施設白書」を作成し、公共施設等総合管理計画の基礎資料としました。

また、国からは個別具体的な施設の実施計画にあたる「個別施設計画」の策定をするよう要請がなされており、令和3年度までにその方針等を「公共施設等総合管理計画」へ反映することが求められています。本計画は、これに伴い公共施設等総合管理計画の改訂を行うものです。



2) 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、年齢別人口構成割合の変動などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、それぞれの公共施設に応じた個別計画の策定・検討など、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3) 計画期間

平成29年度(2017年度)から令和38年度(2056年度)までの40年間とします。

4) 対象とする公共施設等

本町は、町役場などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの町民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、町営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、町で所有する全ての公共施設およびインフラとし、車両や機械装置などは対象外とします。

第1章 吉岡町の概要

1 町の概況

① 立地条件

本町は、群馬県のほぼ中央部に位置し、榛名山の南東の山麓と利根川地域に展開し、東西約9.5km、南北約6.5km、面積は20.46㎢です。北は渋川市、西は榛東村、東及び南は前橋市に接しています。

本町には、南北方向に県道高崎渋川バイパス、(旧)高崎渋川線や国道17号前橋渋川バイパス、東西方向に県道高崎安中渋川線、南東から北西方向には県道前橋伊香保線と吉岡バイパスが幹線道路網を形成しています。また関越自動車道が南北に横断し、駒寄スマートインターチェンジがあります。

② 自然条件

本町は、標高900mを超える榛名山東麓から標高100mの利根川まで東へと緩やかに傾斜し、東部の南北に利根川が流れています。この地域には縄文時代から人々が住み、古くに築造された古墳が点在しています。

内陸性気候で夏は最高気温が30度を超える事があり、冬は最低気温が氷点下を下回りますが、雪は少なく、四季の移り変わりが豊かな地域です。

③ 町の歴史

昭和30年(1955年)に明治村と駒寄村が合併し吉岡村となり、平成3年(1991年)には町制が施行され吉岡町が誕生しました。その後、吉岡バイパスや上毛大橋などの広域道路網が整備される中で、文化センターや保健センターの開設、人口増に伴う小中学校や学童保育施設等の増改築が進んでいます。

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

策定時の平成27年度末時点で本町が保有する公共施設は55施設(総延床面積46,589㎡)で、令和2年度末時点においては55施設(総延床面積47,863㎡)です。分類を整理し直したために数値上増減している箇所もありますが、全体として施設数は変わらず、面積が1,274㎡増加している状況です。

表1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	平成27年度		令和2年度	
				施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
普通会計	町民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	2	1,093	2	1,127
			公民館	1	1,332	1	1,332
	社会教育系施設	文化施設	文化会館	1	1,750	1	1,750
			図書館	1	816	1	816
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	3	3,681	2	2,757
			屋外運動場	5	383	5	460
	産業系施設	産業系施設	産業促進施設	2	111	2	111
			レクリエーション施設	1	72	1	72
	学校教育系施設	学校	小学校	2	11,583	2	13,833
			中学校	1	8,447	1	8,774
	子育て支援施設	幼児・児童施設	給食センター	1	821	1	821
			児童館	1	263	1	263
	保健・福祉施設	学童クラブ	学童クラブ	5	796	5	1,054
			高齢福祉施設	1	1,521	2	1,588
	行政系施設	保健施設	保健センター	1	990	1	990
			庁舎等	4	4,264	3	3,954
	公営住宅	消防施設	消防団詰所	5	540	5	540
			公営住宅	3	3,486	2	3,264
	公園	公園	公園内建物	5	332	9	470
			供給処理施設	1	52	1	52
その他	農業用水施設	農業用水施設(管理棟)	1	52	1	52	
		その他	5	1,095	3	411	
合計				55	46,589	55	47,863

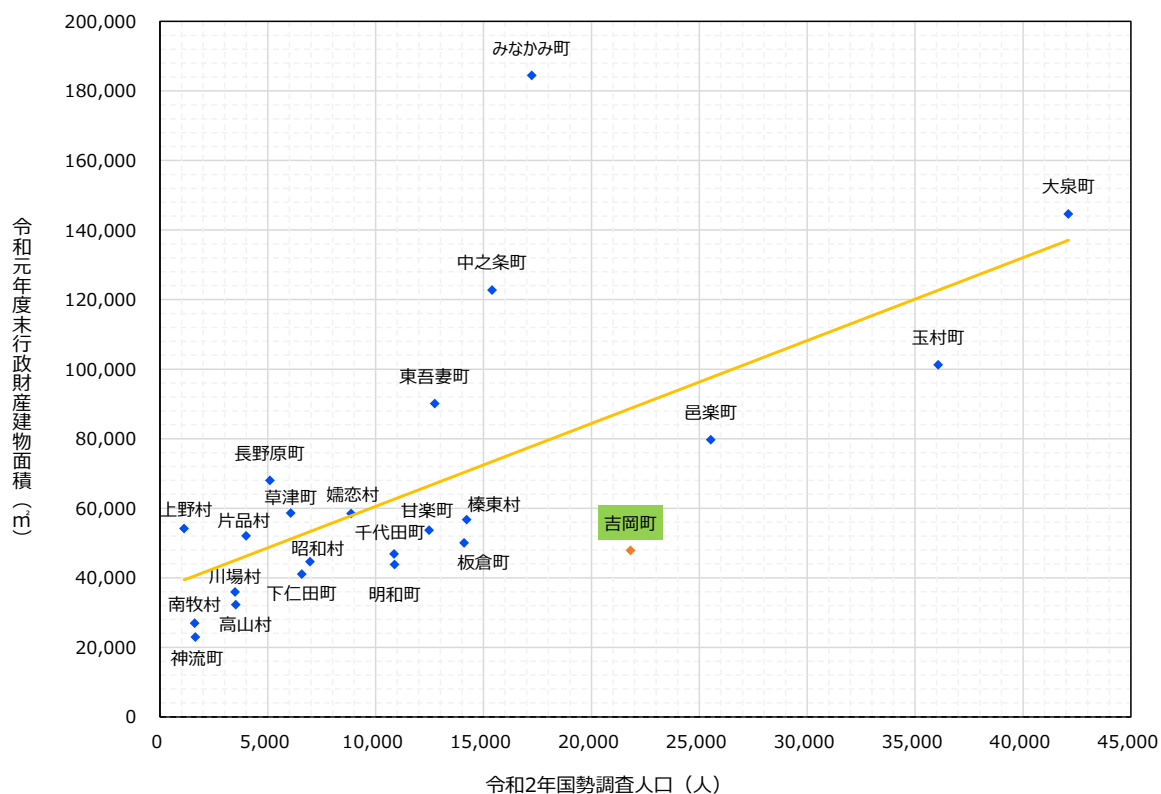
※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

(注) (1) から (4) は普通会計で所有する公共施設を対象としており、公営企業(公営事業会計)で所有する公共施設については(5)で、インフラ資産については(6)で、その概要を示しています。

(2) 公共施設（行政財産¹）の県内自治体比較

図 1-1 人口と公共施設（行政財産）の延床面積に関する群馬県内の町村間比較



※市については、町村と大きく状況が異なるため、グラフの対象外としています。

※本グラフは、行政財産建物延床面積と人口の関係について、県内の自治体と比較するため、本計画における他のデータとは別の総務省による公表資料に基づく分析を行なっているものです。

縦軸は、令和元年度（2019年度）公共施設状況調経年比較表（総務省）によるものです。

横軸は、令和2年（2020年）国勢調査速報値（総務省統計局）によるものです。

縦軸と横軸とで年度が異なりますが、それぞれ本計画作成時点で公表されている最新の調査結果を利用しています。

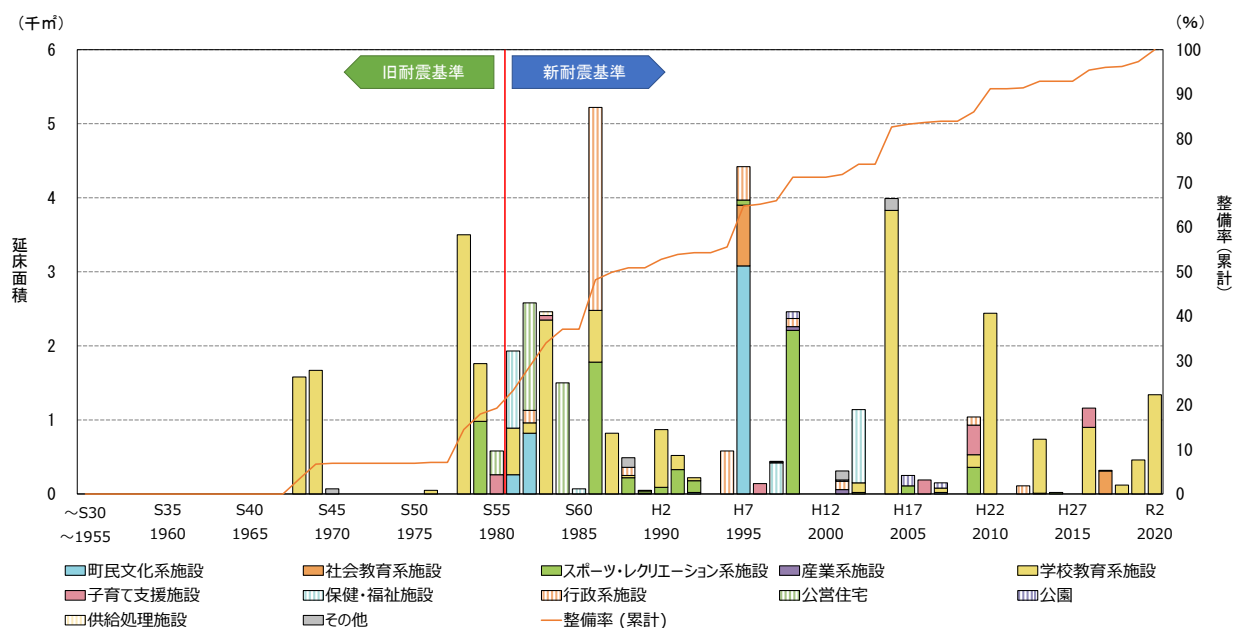
人口と公共施設（行政財産）の延床面積の関係を、群馬県内の町村間で比較すると、図 1-1 のとおりです。図 1-1 上にある直線は、各町村の人口と公共施設（行政財産）の延床面積に関する回帰直線です。この直線に対して点の位置が近ければ、人口と公共施設（行政財産）の延床面積の関係が群馬県内の町村の平均的水準に近いことを示しています。また、直線よりも上部に位置する場合、人口に対して公共施設（行政財産）の延床面積が大きく、直線よりも下部に位置する場合、人口に対して公共施設（行政財産）の延床面積が小さいことを示しています。

本町の人口は 22 千人、公共施設等の総延床面積は 48 千㎡であり、直線の下部に位置することから、人口に対する公共施設の延べ床面積は比較対象の平均的水準より小さいといえます。

¹ 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

(3) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-2 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和44年度から平成16年度にかけて何年かおきに集中的に施設整備がなされています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設*は全体の19.3%となっており、大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設が多くを占めます。

※昭和55年以前に整備された施設で耐震改修が未実施の施設は、町営住宅北下団地のみとなっています。なお、町営住宅北下団地については、令和6年までに用途廃止の予定です。

(4) 公共施設のコスト状況

本書では、コスト状況を「コスト」「フルコスト」「ネットコスト」「キャッシュ・フロー」の概念を用いて分析しました。

各種の意義は下記のとおりです。

用語	内容式	意味・用法
コスト	維持管理費+事業運営費	修繕費や光熱水費、人件費など施設の運営全般に要する費用。
フルコスト	コスト+減価償却費	建物の取得に要した費用(減価償却費)をコストに加えた費用。 施設の将来的な建替え更新なども見据えた費用全体を把握し、施設を維持する期間全体において必要な1年あたりの金額を把握します。
キャッシュ・フロー	コスト-収入	コストから収入(利用料等)を除いた実質的な公費負担額。 施設の収支状況を表し、施設を維持する期間中に財政負担が大きい施設の特定などに役立ちます。
ネットコスト	フルコスト-収入	フルコストから収入を除いた費用。 減価償却費を含めた支出と収入の差額によって、長期的に財政負担が大きい施設の特定などに役立ちます。

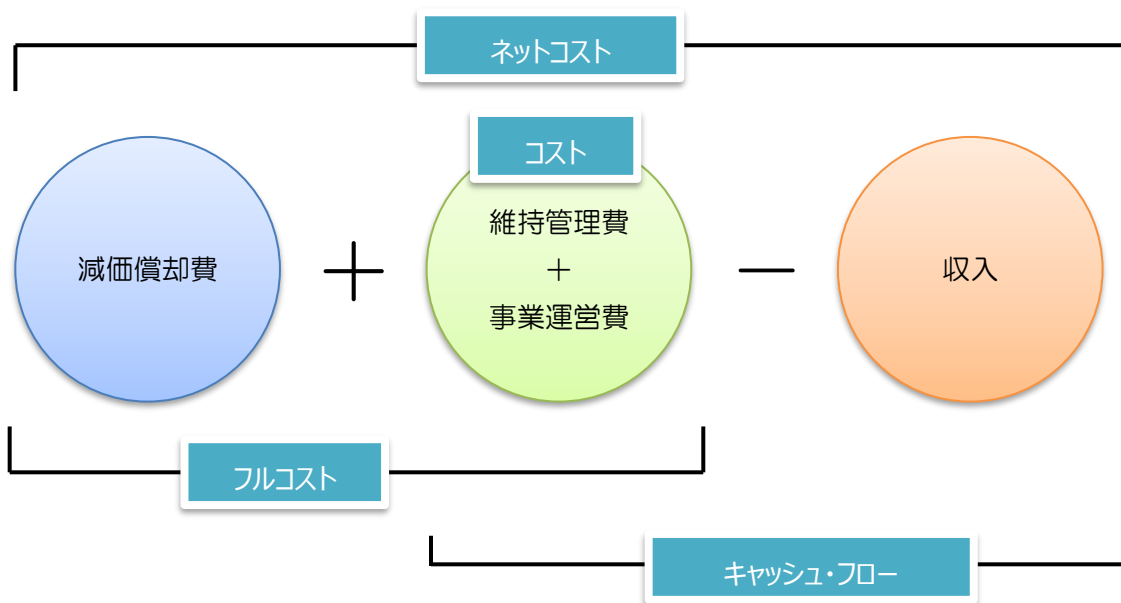


表 1-2 大分類別の行政コスト計算書(令和元年度)

(単位:百万円)

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
町民文化系施設	42	33	75	25	101	9	92
社会教育系施設	22	37	60	5	65	0	65
スポーツ・ レクリエーション系施設	106	180	287	41	328	150	178
産業系施設	3	1	4	0	5	0	4
学校教育系施設	180	212	393	70	463	111	352
子育て支援施設	6	67	73	4	78	23	54
保健・福祉施設	22	108	130	12	143	1	141
行政系施設	31	20	51	20	72	0	71
公営住宅	0	6	7	9	16	10	6
公園	6	4	10	3	14	0	14
供給処理施設	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	7	7	1	9	0	9
合計	423	679	1,102	197	1,299	307	991

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

フルコストが高くても、受益者負担として使用料等の収入がある場合には、ネットコストは低くなります。令和元年度の公共施設全体のネットコストは約9.9億円です。

大分類別で見ると、ネットコストが最も高いのが学校教育系施設の3.5億円で、次に町民文化系施設の0.9億円が続きます。また、スポーツ・レクリエーション系施設に着目すると、フルコストは3.2億円と高くなっていますが、使用料などの収入があるためネットコストは1.7億円まで下がります。

(5) 公営企業²の施設**① 水道事業会計**

表 1-3 水道施設の一覧

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
水道事業会計	1	上ノ原浄水場	40	昭和 53 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	2	第1浄水場	67	昭和 43 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	3	第2浄水場	23	平成 19 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	4	第3浄水場	33	平成 17 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	5	第4配水池	11	昭和 63 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
小計			175		
合計			175		

水道事業会計では、浄水場を 4 施設、配水池を 7 施設有しています。
策定時からの増減はありません。

② 下水道事業会計（農業集落排水事業）

表 1-4 下水道事業会計（農業集落排水事業）の一覧

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
下水道事業会計 (農業集落排水事業)	1	小倉地区農業集落排水処理施設	168	平成 22 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	2	上野田地区農業集落排水処理施設	551	平成 8 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	3	北下南下地区農業集落排水処理施設	699	平成 14 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	4	資源循環処理施設	798	平成 19 年度	鉄骨鉄筋コンクリート
小計			2,216		
合計			2,216		

下水道事業会計（農業集落排水事業）は、農業集落排水処理施設を 3 施設、資源循環処理施設を 1 施設有しています。

策定時からの増減はありません。

² 本町の公営企業には、水道事業、下水道事業があります。

(6) インフラの状況

町が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下のとおりです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	H27 年度		R2 年度	
	実延長(m)	面積(m ²)	実延長(m)	面積(m ²)
1 級町道	23,215	181,763	22,905	181,449
2 級町道	12,237	86,709	12,237	87,097
その他の町道	271,725	1,206,242	272,356	1,223,960
自転車歩行者道	1,665	4,958	1,665	4,958
合計	308,842	1,479,672	309,163	1,497,464

道路は策定時から総延長が 1,248m 増加、総面積が 2,631,555 m²増加しています。

② 橋りょう

[長さ別橋りょう数]

橋りょう長さ	H27 年度	R2 年度
	本数(本)	本数(本)
15m 未満	110	109
15m 以上	28	30
合計	138	139

[構造別橋りょう面積 (m²)]

種別	H27 年度	R2 年度
	面積(m ²)	面積(m ²)
PC 橋 ³	3,841	3,481
RC 橋	2,169	1,793
鋼橋	1,493	1,908
石橋	—	—
その他	17	624
合計	7,520	7,806

橋りょうは策定時から本数が 1 本増加、面積が 286 m²増加しています。

³ PC 橋とは、建設の際に PC（プレストレストコンクリート）の製法を用いたコンクリートを使用した橋のことで、RC（鉄筋コンクリート）橋よりも、丈夫で長寿命と言われています。

③ 上水道

[管種別延長]

種別	H27 年度	R2 年度
	延長(m)	延長(m)
導水管	6,655	6,655
送水管	6,927	6,927
配水管	187,556	186,343
合計	201,138	199,925

[管径別延長]

管径別	H27 年度		R2 年度	
	導水管延長 (m)	送水管延長 (m)	導水管延長 (m)	送水管延長 (m)
300mm 未満	6,435	3,743	6,435	3,743
300～500mm 未満	220	3,184	220	3,184
500～1000mm 未満	—	—	—	—
1000～1500mm 未満	—	—	—	—
1500～2000mm 未満	—	—	—	—
2000mm 以上	—	—	—	—
合計	6,655	6,927	6,655	6,927

管径別	H27 年度	R2 年度
	配水管延長(m)	配水管延長(m)
50mm 以下	34,322	33,924
75mm 以下	53,339	52,876
100mm 以下	42,450	41,571
125mm 以下	3,604	1,550
150mm 以下	35,363	37,881
200mm 以下	11,173	11,236
250mm 以下	2,314	2,314
300mm 以下	4,282	4,282
350mm 以下	200	200
400mm 以下	509	509
合計	187,556	186,343

上水道の水道管は策定時から総延長 1,213m 減少しています。管種別に見ると、導水管と送水管に増減が無く、配水管のみで 1,213m 減少しています。

管径別でみると、500mm 未満の管のみで構成されています。

④ 下水道

(公共下水道)

[管種別延長]

種別	H27 年度	R2 年度
	延長(m)	延長(m)
コンクリート管	45,684	45,764
陶管	—	—
塩ビ管	34,799	39,417
更生管	—	—
その他	635	185
合計	81,118	85,366

[管径別延長]

管径別	H27 年度	R2 年度
	延長(m)	延長(m)
250mm 未満	49,262	53,430
250～500mm 未満	31,819	31,899
500～1000mm 未満	37	37
1000～2000mm 未満	—	—
2000～3000mm 未満	—	—
3000mm 以上	—	—
合計	81,118	85,366

公共下水道の下水道管は策定時から総延長が 4,248m 増加しています。管種別に見ると、コンクリート管が 80m 増加、塩ビ管が 4,618m 増加、その他が 450m 減少しています。管径別では、250mm 未満が 4,168m 増加、250～500mm 未満が 80m 増加、500～1000mm 未満が増減なしとなっています。

(農業集落排水)

[管種別延長]

種別	H27 年度	R2 年度
	延長(m)	延長(m)
コンクリート管	3,315	3,315
陶管	—	—
塩ビ管	34,800	34,800
更生管	—	—
その他	285	285
合計	38,400	38,400

[管径別延長]

管径別	H27 年度	R2 年度
	延長(m)	延長(m)
250mm 未満	38,400	38,400
250～500mm 未満	—	—
500～1000mm 未満	—	—
1000～2000mm 未満	—	—
2000～3000mm 未満	—	—
3000mm 以上	—	—
合計	38,400	38,400

農業集落排水の下水道管は総延長 38,400m を有しており、策定時からの増減はありません。

3 人口動向

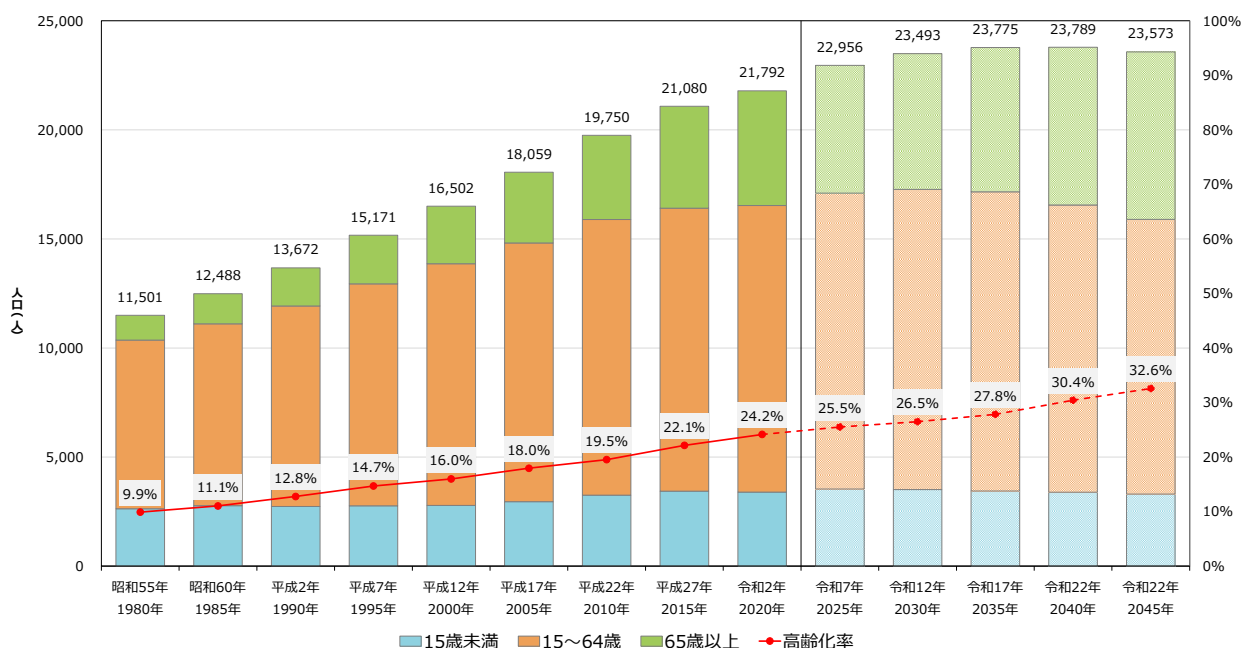
(1) 吉岡町全体の人口の推移と推計

本町の人口は、吉岡村が誕生した昭和30年（1955年）当時は約10,000人でしたが、昭和40年（1965年）頃から増加が続き、平成3年（1991年）の町制施行時には約14,000人となりました。その後も本町は、前橋市、高崎市、渋川市などのベッドタウンとして発展し続け、近年では、上毛大橋、吉岡バイパス及び国道17号前橋渋川バイパスの開通や駒寄スマートインターチェンジの供用開始などの交通基盤の整備に伴い、大型商業施設の相次ぐ出店や住宅地の開発などが行われ、平成27年には21,080人だった国勢調査による総人口は令和2年には21,792人となっております。

将来人口について、本町が平成28年2月に公表した「吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「創生総合戦略」）では、令和22年の人口が23,610人と平成27年に比べて2,500人余り増加することを目標値としています。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）によると、令和22年において23,573人となる見込みとなっております。全国的には人口が減少しますが、本町においては当面は人口が増加することを見込んでいます。

ただし、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（15歳未満）割合は、昭和55年に人口の22.9%を占めていたものが、令和2年には15.6%に低下しています。一方で、老年人口（65歳以上）割合は、昭和55年に人口の9.9%にすぎなかったものが、令和2年には24.0%に上昇しています。社人研推計では、令和22年には年少人口割合はさらに低下し14.0%に、老年人口割合はさらに上昇し32.6%になると推計しています。人口の増加とともに、高齢者割合が高くなっていくものと見込まれます。

図1-3 本町全体の人口推移

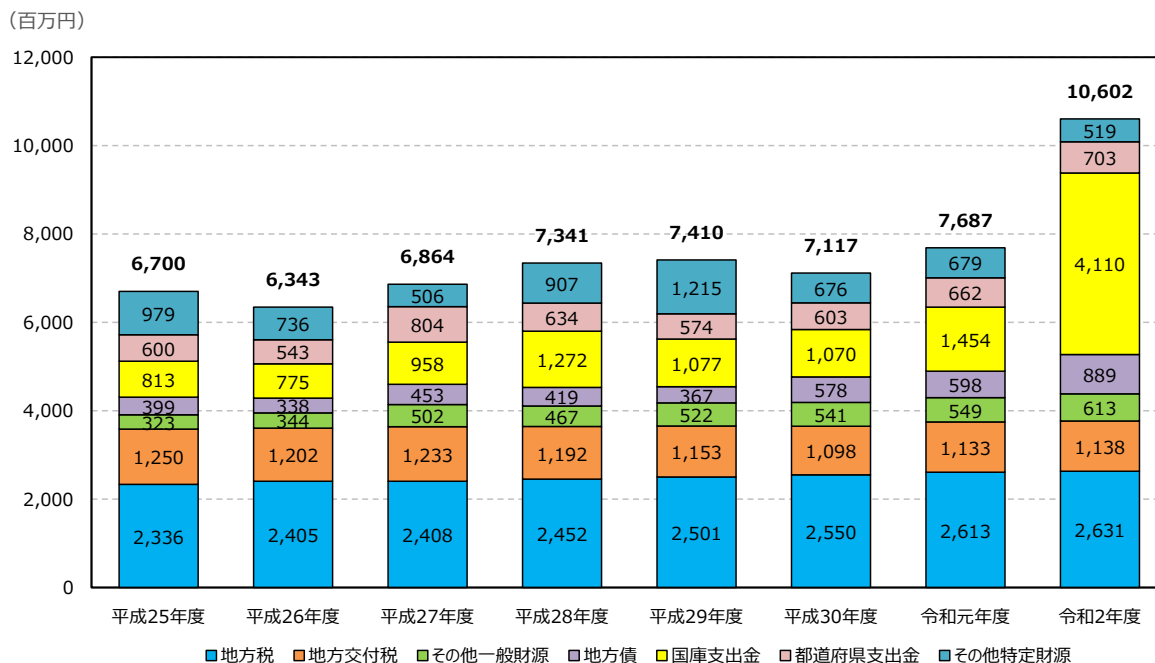


出典：令和7年度以降は社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

4 財政の現況

(1) 歳入

図 1-4 普通会計歳入の推移



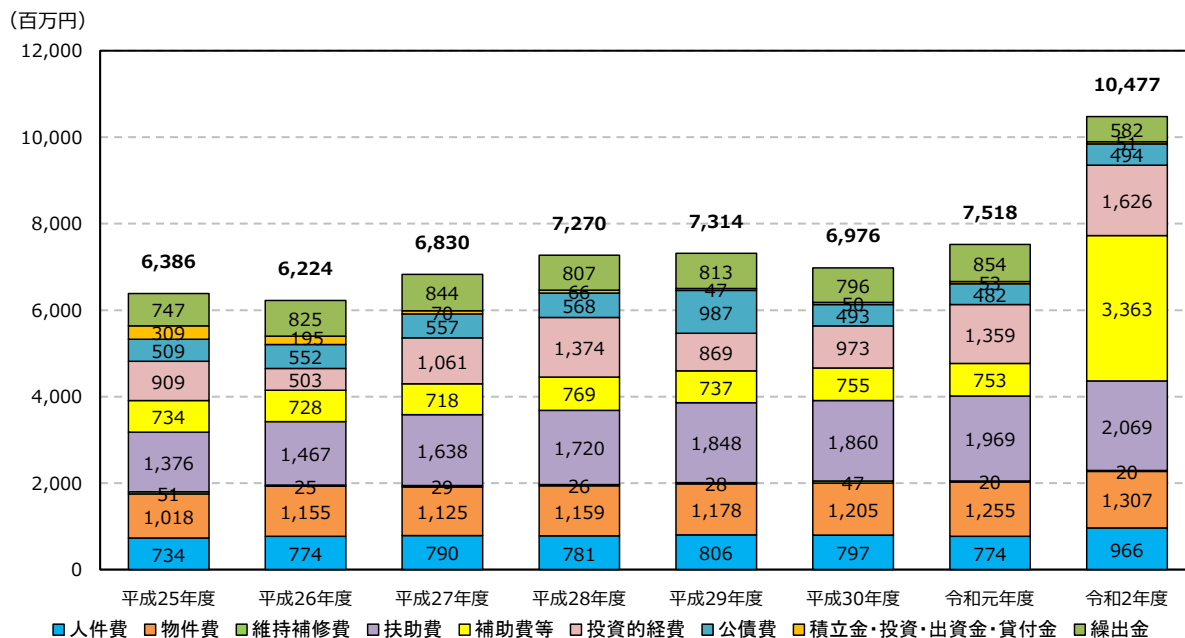
本町の令和2年度の普通会計の歳入は106億円です。その内訳は、国庫支出金が40億円と最も多くおよそ4割を占め、次いで地方税が26億円、地方交付税が11億円です。

歳入の推移をみると、平成25年度は67億円でしたが、その後は概ね増加傾向で推移してきています。

基本的にはどの項目も同規模で推移してきていますが、特に年度によって変動が大きい国庫支出金を見ると、平成28年度には地域特産品生産体制構築事業費に対する交付金である地方創生加速化交付金によって、平成29年度には駒寄スマートIC大型化にかかる地域連携道路事業費補助金、令和元年度には子どものための教育・保育給付費国庫負担金、令和2年度は新型コロナウイルス対策にかかる特別定額給付金給付事業費補助金給付金などによる増加となっています。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



本町の令和2年度の普通会計歳出は104億円です。その内訳は、補助費等が33億円で最も多くおよそ3割を占めており、次いで扶助費が20億円、投資的経費⁴が16億円です。

歳出の推移をみると、当町は人口1,000人あたりの職員数が類似団体内で非常に少ないため人件費が低い水準で推移しています。

扶助費⁵は年少人口比率が高いため児童福祉費を要因として扶助費が高い傾向が続いており、年々増加傾向にあります。

投資的経費は平成28年度に明治小学校の校舎増築、駒寄第3学童クラブの新築、私立幼稚園の園舎建替助成などがあり、平成30年度以降は駒寄スマートICの大型車対応、令和元年度には駒寄小学校校舎改築事業、中学校校舎増築事業などによって増加しています。

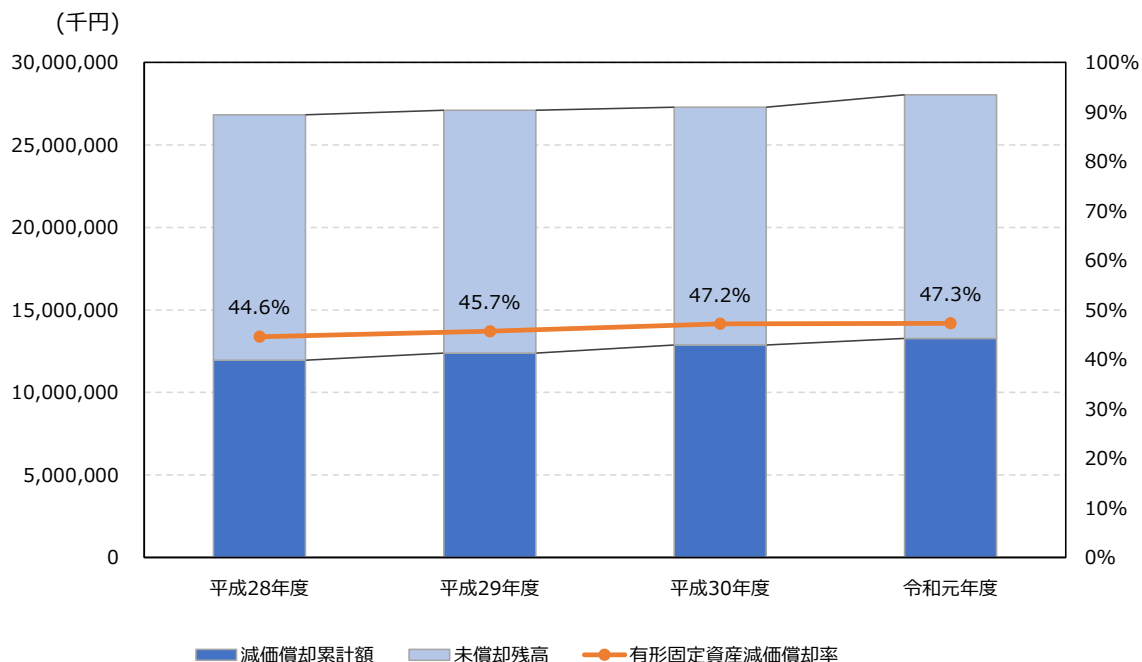
令和2年度において補助費等が大きく増加しているのは給付金等の新型コロナウイルス対策関連によるものです。

⁴ 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものであり、公共施設等の新規建設や更新に要する支出です。

⁵ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

図 1-6 有形固定資産減価償却率の推移



有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。

令和元年度の所有資産全体の有形固定資産（償却資産）額 280 億円のうち、減価償却累計額が 132 億円で、有形固定資産減価償却率は 47.3%となっています。

推移を見ると有形固定資産（償却資産）額、減価償却累計額ともに緩やかに増加しています。「規模の大きい新築資産の取得」や、「減価償却が進んでいる資産の除却」が行われると減価償却率は下がる傾向にありますが、資産額・累計額の双方が増加していることから、「減価償却が進んでいる資産や、金額規模の小さな資産の取得」もしくは、「減価償却が進んでいる資産の除却が行われていない」状況が読み取れます。

図 1-7 分類⁶別の有形固定資産減価償却率の推移

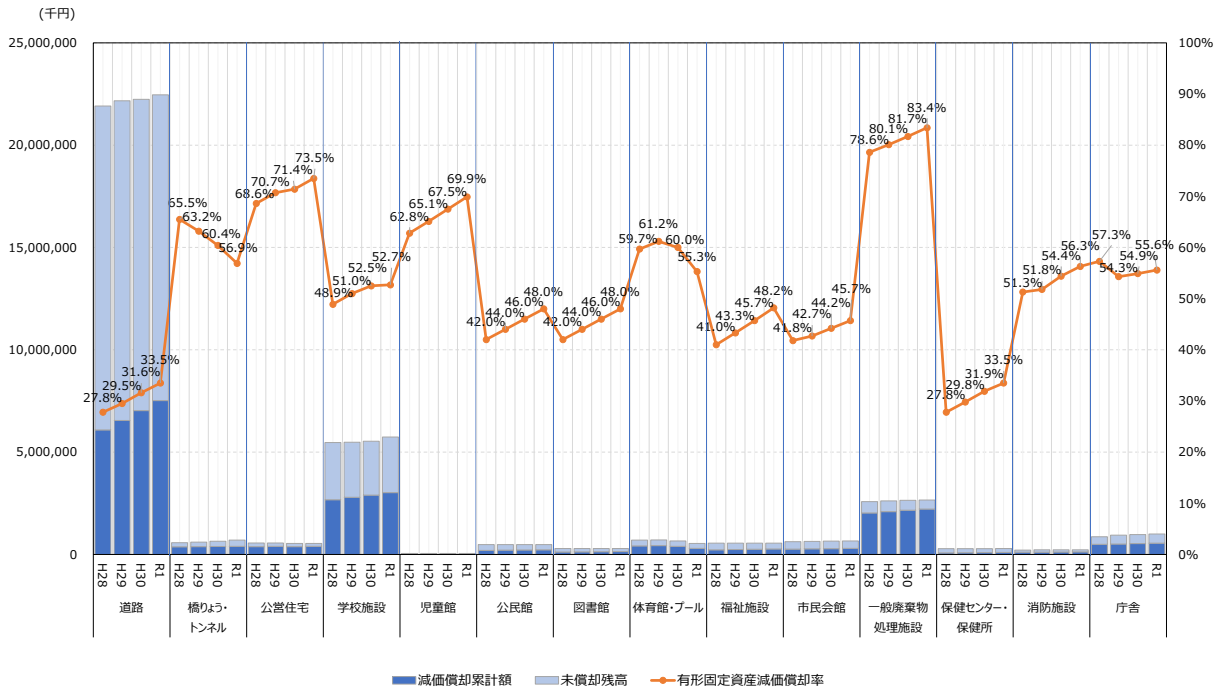
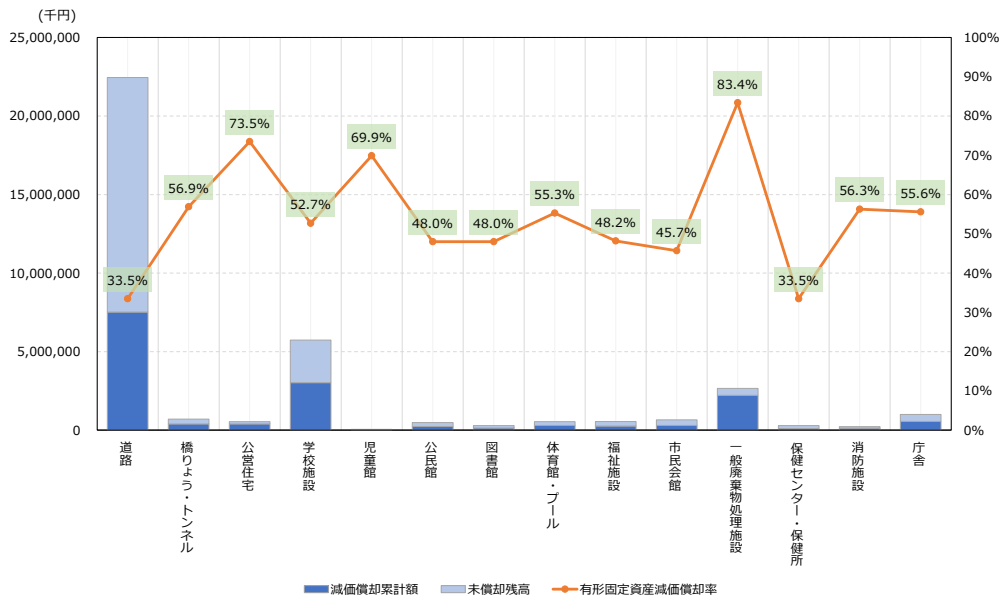


図 1-8 分類別の有形固定資産減価償却率(令和元年度)



分類別に有形固定資産減価償却率の推移を見ると、橋りょう・トンネルが新規資産の取得によって、体育館・プールでは老朽化試算の除却等によって有形固定資産減価償却率も減少に転じています。

令和元年度においては公営住宅、児童館が70%前後、一般廃棄物処理場が80%を超えており、老朽化が進んでいる傾向にあることが把握できます。ほとんどの分類で50%弱以上の減価償却率であるため、全体的に老朽化度合いは高くなっています。

⁶ 表 1-1 の「総務省更新費用試算ソフト内の用途分類」とは異なります。

5 更新費用の推計

(1) 公共施設等の将来の更新費用推計の前提

更新費用の推計については、各個別施設計画（②個別施設計画策定状況）における方針に基づき推計された値を使用して計上しています。

① 平成 28 年度策定時

イ) 更新費用推計の基本的な考え方

- i) 本町が保有する普通会計建物について、今後 40 年間の将来の更新費用を試算しました。
- ii) 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]⁷が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- iii) あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

ロ) 更新費用推計の前提条件（普通会計建物）

- i) 建築から、法定耐用年数の 1/2 の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ii) 大規模改修の修繕期間は 2 年、建替え期間は 3 年とします。
- iii) 2015 年度（平成 27 年度）時点で、既に更新の時期を迎えている施設については、推計開始年度から法定耐用年数の 20%相当の期間に更新すると仮定します。
- iv) 建物の分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	町民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等を含むものと想定します。

⁷ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
詰所・寄り場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
作業所・工作室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舍	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

ハ) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

1. 平成 17 年度国土交通白書によると、道路の耐用年数は、道路改良部分が 60 年、舗装部分が 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12~20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。
2. 道路は、路線ごとに一度に整備するのではなく、区間ごとに整備するため、路線更新状況を年度別に把握するのは困難です。そのため、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。したがって、道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価	
		高級アスファルト舗装、 セメント舗装	簡易アスファルト舗装、 未舗装
1 級町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
2 級町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
その他の町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡

[橋りょう]

1. 整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
2. 2015 年度（平成 27 年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えている橋りょうについては、推計開始年度から 5 年間で更新すると仮定します。
3. 更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
PC 橋	60 年	425 千円/㎡
RC 橋	60 年	425 千円/㎡
鋼橋	60 年	500 千円/㎡
石橋	60 年	425 千円/㎡
木橋その他	60 年	425 千円/㎡

[上水道]

1. 更新年数は法定耐用年数の40年と仮定します。
2. 管径別の延長を更新年数で割った長さを1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
配水管・50 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・75 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・100 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・125 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・150 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・200 mm以下	40年	100 千円/m
〃 ・250 mm以下	40年	103 千円/m
〃 ・300 mm以下	40年	106 千円/m
〃 ・350 mm以下	40年	111 千円/m
〃 ・400 mm以下	40年	116 千円/m
〃 ・450 mm以下	40年	121 千円/m
〃 ・500 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・550 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・600 mm以下	40年	142 千円/m
〃 ・700 mm以下	40年	158 千円/m
〃 ・800 mm以下	40年	178 千円/m
〃 ・900 mm以下	40年	199 千円/m
〃 ・1000 mm以下	40年	224 千円/m
〃 ・1100 mm以下	40年	250 千円/m

管径区分	更新年数	更新単価
〃 ・1200 mm以下	40 年	279 千円/m
〃 ・1350 mm以下	40 年	628 千円/m
〃 ・1500 mm以下	40 年	678 千円/m
〃 ・1650 mm以下	40 年	738 千円/m
〃 ・1800 mm以下	40 年	810 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m

[下水道]

1. 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
2. 更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。なお、2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過している下水道管はありません。

【下水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50 年	61 千円/m
管径 251～500mm	50 年	116 千円/m
管径 501mm～1000mm	50 年	295 千円/m
管径 1001～2000mm	50 年	749 千円/m
管径 2001mm～3000mm	50 年	1,680 千円/m
管径 3001mm 以上	50 年	2,347 千円/m

② 個別施設計画策定状況

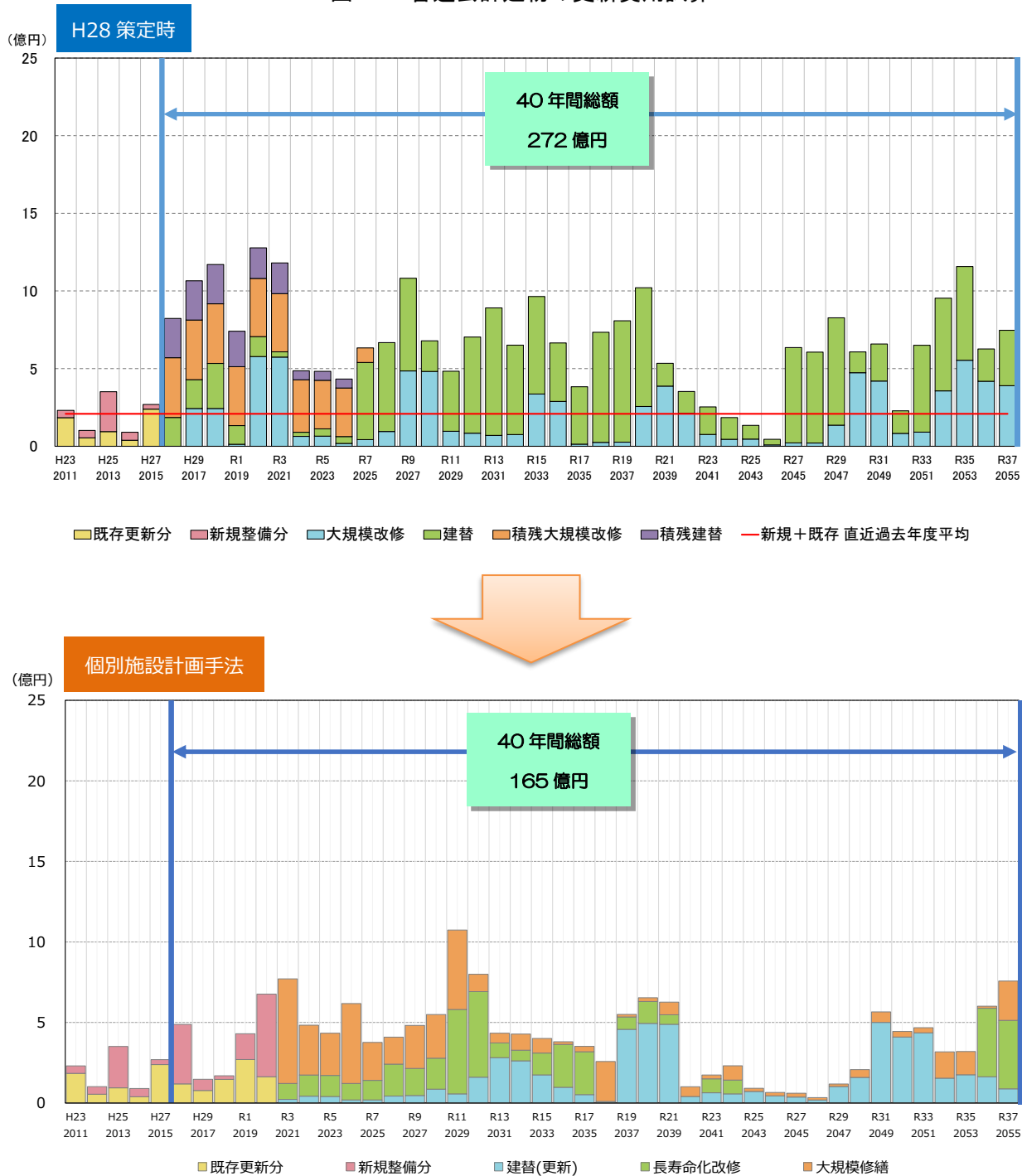
No.	個別施設計画名	対象施設	所管部署
1	吉岡町役場庁舎等個別施設計画	吉岡町役場・吉岡町コミュニティセンター	企画財政課 財政室
2	吉岡町消防施設個別施設計画	消防団第1分団詰所・消防団第2分団詰所・消防団第3分団詰所・消防団第4分団詰所・消防団第5分団詰所	総務課 安全安心室
3	吉岡町集会所個別施設計画	上野原南部コミュニティセンター・小井堤コミュニティセンター	住民課 協働環境室
4	吉岡町子育て支援施設個別施設計画	吉岡町児童館・明治学童クラブ施設・明治第2学童クラブ施設・駒寄第1学童クラブ施設・駒寄第2学童クラブ施設・駒寄第3学童クラブ施設	健康子育て課 子育て支援室
5	吉岡町保健センター個別施設計画	吉岡町保健センター	健康子育て課 健康づくり室
6	吉岡町高齢福祉施設等個別施設計画	吉岡町老人福祉センター・吉岡町シルバー人材センター・吉岡町隣保館・吉岡町地域福祉交流施設	介護福祉課
7	吉岡町観光施設等個別施設計画	船尾自然公園(バーベキュー広場)・道の駅よしおか温泉・吉岡町緑地運動公園(ケイマンゴルフ場等)・よしおか温泉リゾートピア吉岡	産業観光課
8	吉岡町農産加工販売施設個別施設計画	吉岡町農産加工販売施設	産業観光課 産業振興室
9	吉岡町農産加工室個別施設計画	吉岡町農産加工室	産業観光課 農業振興室
10	吉岡町船尾自然公園個別施設計画	船尾自然公園	産業観光課 農業振興室
11	吉岡町町営住宅等長寿命化計画	町営住宅本宿団地・町営住宅北下団地	建設課 都市建設室
12	吉岡町公園施設長寿命化計画	漆原地区農村公園(天神東公園)・吉岡町ふれあいやすらぎ公園・吉岡町上野田ふれあい公園・吉岡町城山みはらし公園	建設課 用地管理室
13	吉岡町農業用水施設(管理棟)個別施設計画	上野原貯水池管理棟	建設課 用地管理室
14	吉岡町学校施設長寿命化計画	吉岡町立明治小学校・吉岡町立駒寄小学校・吉岡町立吉岡中学校	教育委員会 教育総務室
15	吉岡町学校給食センター個別施設計画	吉岡町学校給食センター	教育委員会 教育総務室
16	吉岡町文化センター長寿命化計画	吉岡町文化センター	教育委員会 生涯学習室
17	吉岡町社会体育施設長寿命化計画	吉岡町弓道場・吉岡町社会体育館・吉岡町八幡山公園(倉庫兼スポーツ協会事務所・テニスコート)・吉岡町明治地区児童屋内体育施設・吉岡町町民グラウンド・吉岡町民テニスコート・吉岡町緑地運動公園(河川敷グラウンド)	教育委員会 生涯学習室
18	吉岡町文化財センター個別施設計画	吉岡町文化財センター	教育委員会 生涯学習室
19	吉岡町橋梁長寿命化修繕計画	インフラ	建設課 用地管理室
20	吉岡町道路長寿命化計画(小型構造物の個別施設計画)	インフラ	建設課 都市建設室
21	吉岡町道路長寿命化計画(舗装等の個別施設計画)	インフラ	建設課 都市建設室
22	吉岡町水道事業基本計画	公営企業施設・インフラ	上下水道課 上水道室
23	吉岡町公共下水道事業経営戦略	公営企業施設・インフラ	上下水道課 下水道室
24	吉岡町下水道事業(農業集落排水事業)経営戦略	公営企業施設・インフラ	上下水道課 下水道室

(令和3年4月時点)

(2) 普通会計建物の将来の更新費用

本町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の40年間の試算額272億円と比較して、長寿命化等の対策を実施した場合の同期間試算額は165億円（実績含む）となり、およそ107億円の縮減が見込まれます。

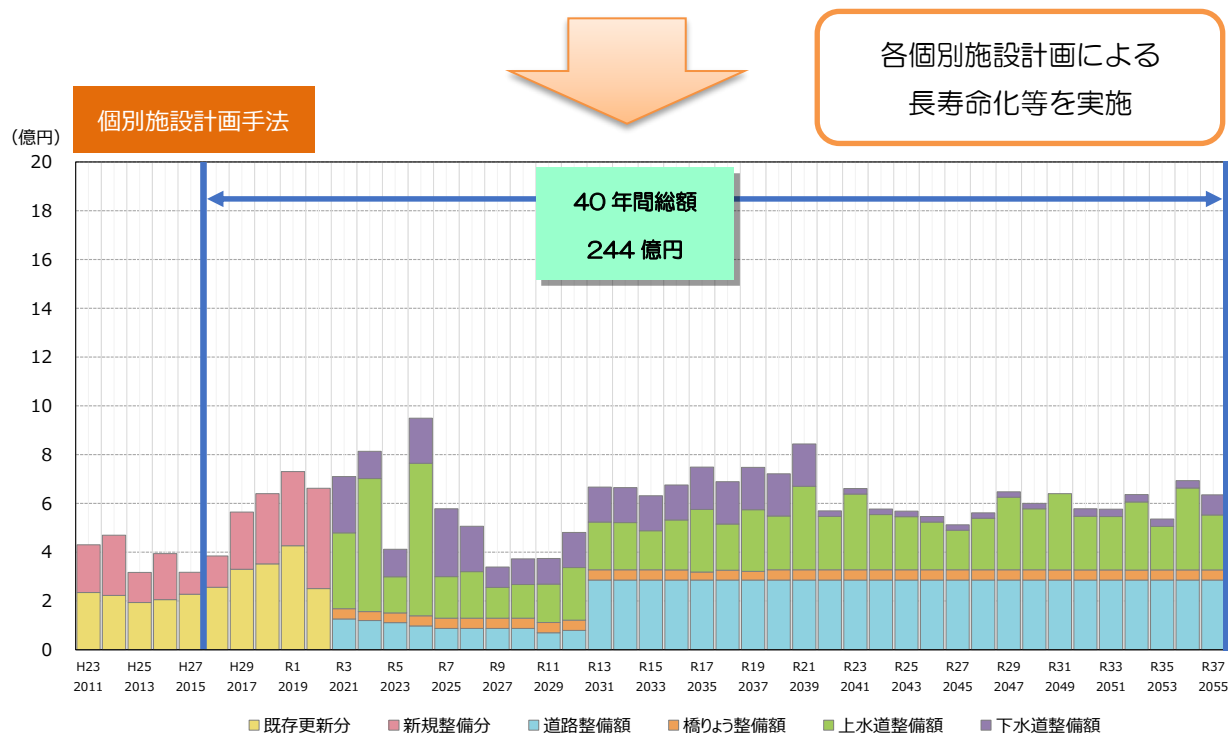
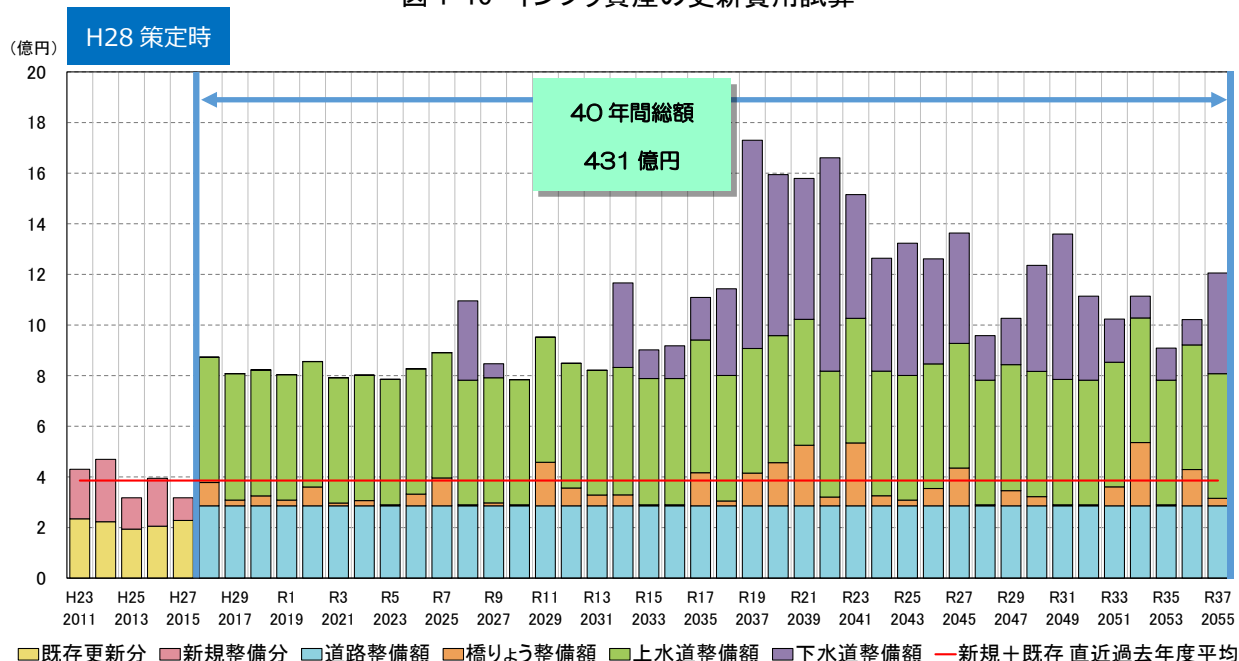
図 1-9 普通会計建物の更新費用試算



(4) インフラの将来の更新等費用

道路、橋梁、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、耐用年数が来れば更新していかなければなりません。耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定した場合の40年間の試算額431億円と比較して、長寿命化等の対策を実施した場合の同期間試算額は244億円（実績含む）となり、およそ187億円の縮減が見込まれます。

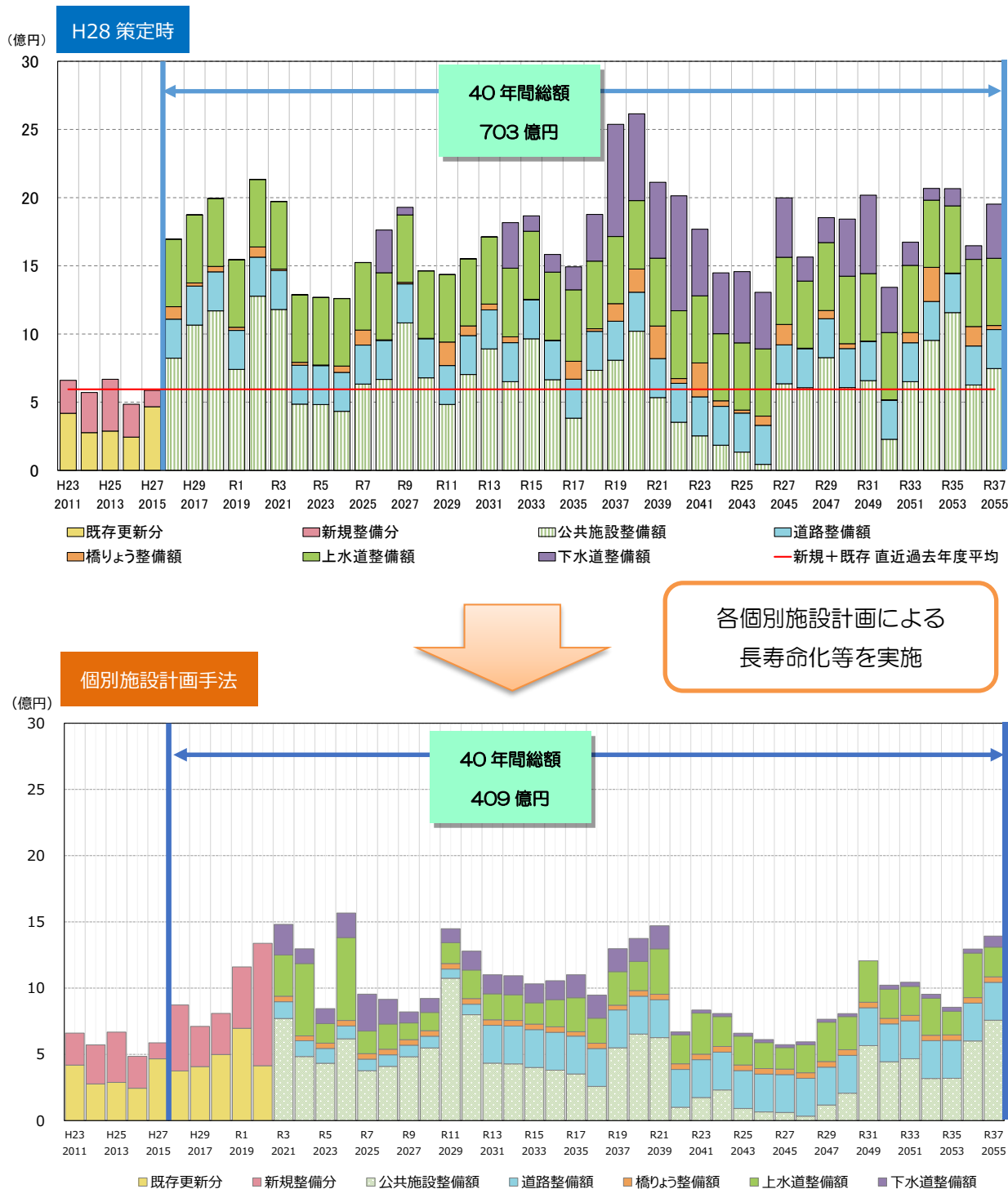
図 1-10 インフラ資産の更新費用試算



(5) 公共施設等の将来の更新等費用

ここまでの試算額を合算すると、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の40年間の試算額703億円と比較して、長寿命化等の対策を実施した場合の同期間試算額は409億円（実績含む）となり、およそ294億円の縮減が見込まれます。

図 1-11 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章の「4 財政の現況」において過去の財政状況を分析するとともに、第1章の「5 更新費用の推計」において公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

なお、公営企業については、基本的な考え方として料金収入（使用料収入）で更新費用を賄うものであり、かつ、普通会計からの繰出金としてシミュレーションに反映されることから、推計の対象に含めていません。

【歳入の主な前提条件】

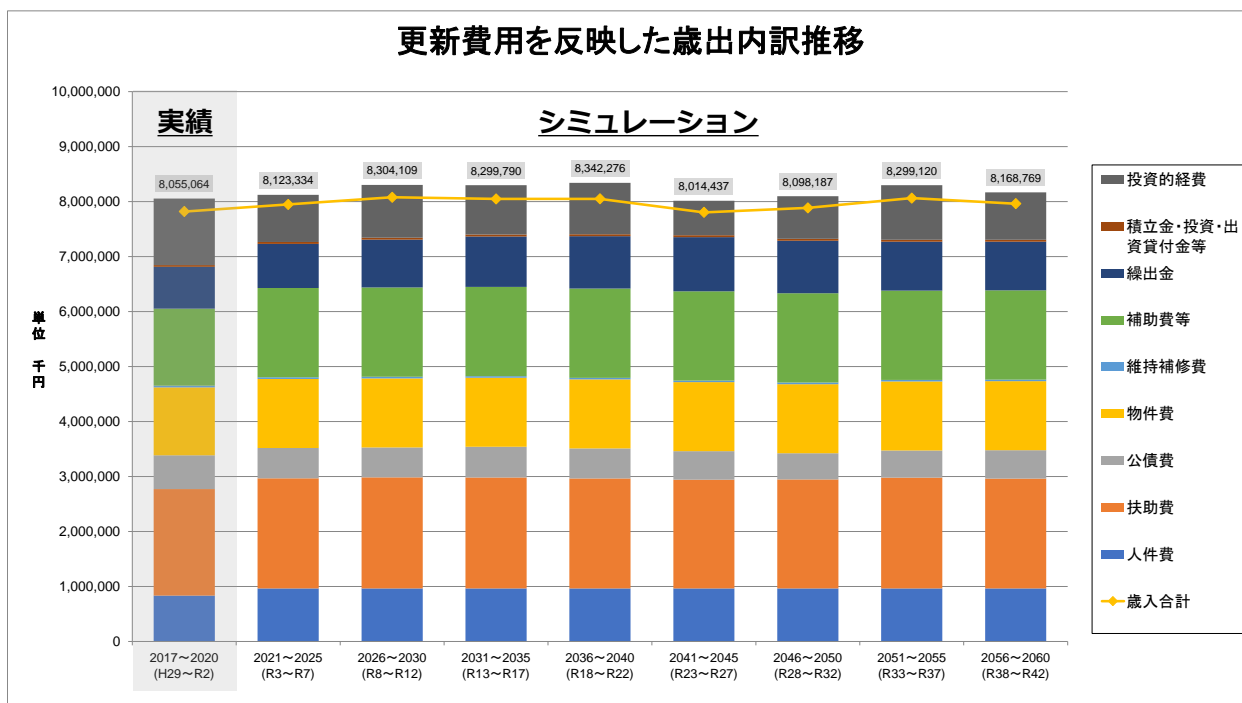
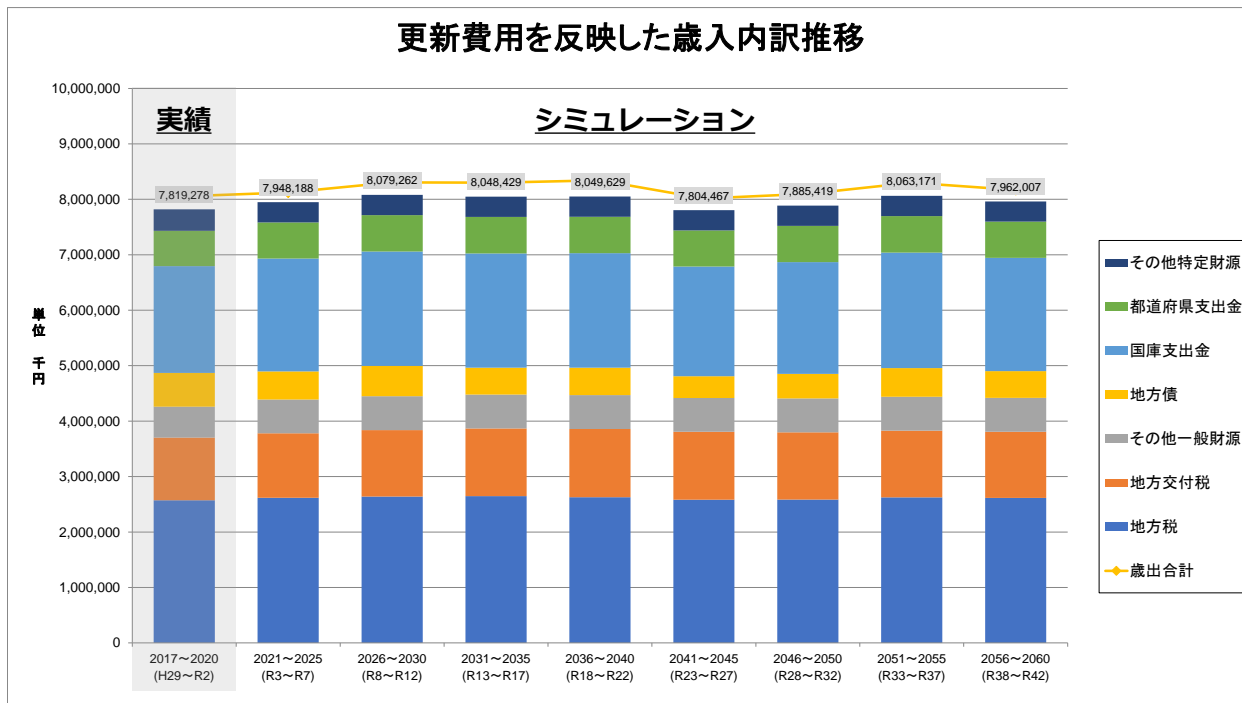
- 平成30年度から令和2年度の決算額を基礎とする
- 個人町民税は生産年齢人口の変動に伴い変動させる
- 地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- 地方交付税は人口の変動に伴い変動させる
- 国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

【歳出の主な前提条件】

- 平成30年度から令和2年度の決算額を基礎とする
- 扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- 公債費は歳入のシミュレーションで増加した町債についても反映させる
- 公共施設等投資の前提は、個別施設計画手法による推計結果を使用する

その結果、歳入歳出ともに大きくは増減しない傾向が予想されていますが、どの期間においても歳出が歳入を上回ることが推計されます。

図 1-12 歳出歳入シミュレーション

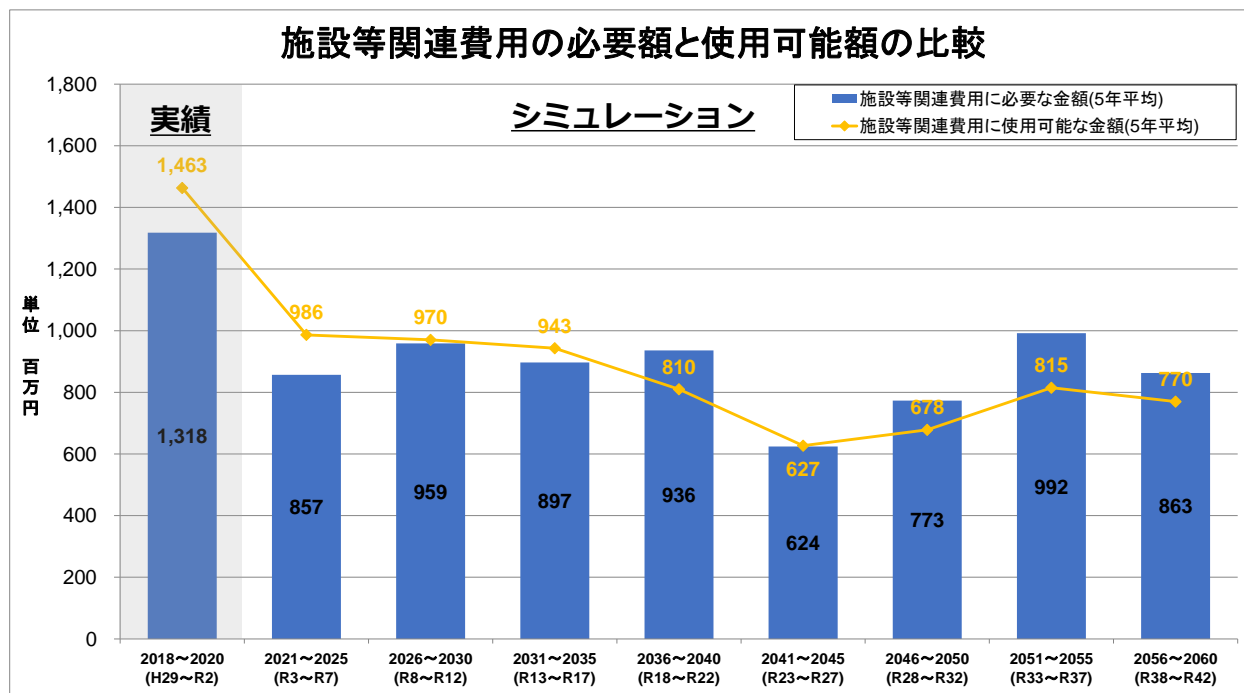


※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計とおりに行っていくことを示すものではありません。
 ※グラフは、5年毎の平均値を表示しています。

これら町全体の歳入歳出の状況から、投資に「使用可能な金額」を算出し、公共施設投資の「必要額」と比較したものが下図になります。これによると、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に必要金額は今後40年間で345億円であり、これに充当可能な財源の見込みは329億円となり、40年間で約15億円の更新財源不足が見込まれます。

なお、策定時の更新財源不足は約23.5億円の見込みであったため、約8.5億円の改善が見込まれます。

図1-13 必要額と使用可能額の比較



また、公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています。

今後10年間の経費の見込みは合計112億円となり、長寿命化対策等により39億円程度の費用削減が見込まれます。

表1-5 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み(2022-2031)

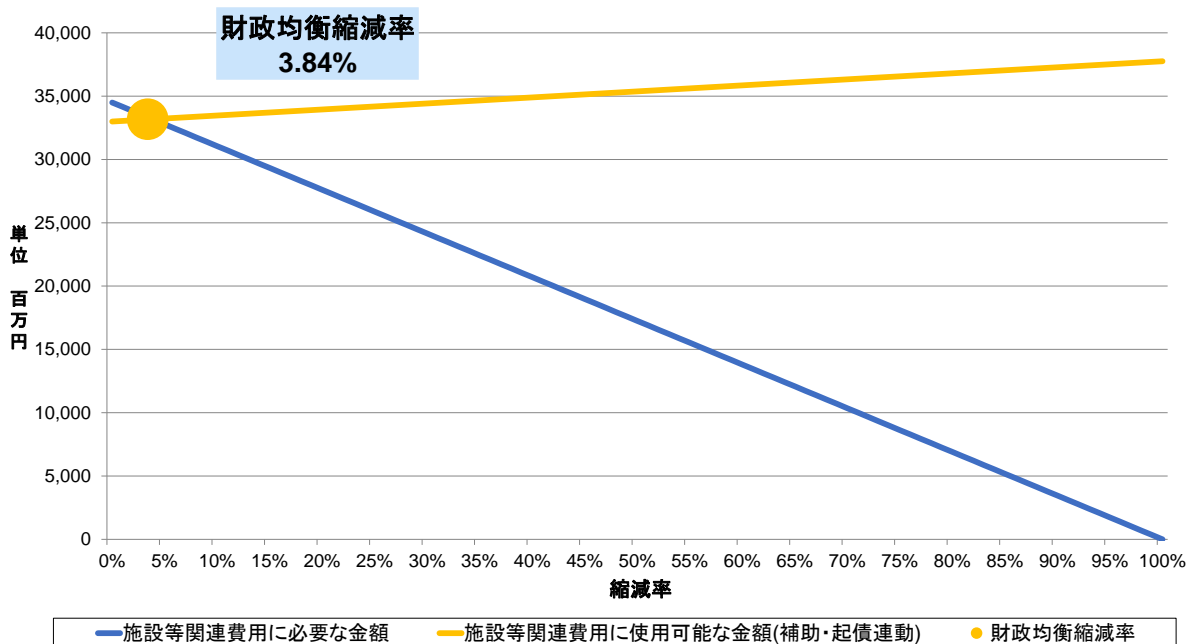
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	2,669	2,193	794	5,656	9,680	6,539	-883	382
	インフラ施設(b)	170	0	1,446	1,616		3,344	-1,728	286
	計(a+b)	2,839	2,193	2,240	7,272		9,883	-2,611	669
公営事業 会計	建築物(c)	0	0	3,968	3,968	4,705	5,311	-1,343	310
	インフラ施設(d)	0	0	3,968	3,968		5,311	-1,343	310
	計(c+d)	0	0	3,968	3,968		5,311	-1,343	310
建築物計(a+c)		2,669	2,193	794	5,656		6,539	-883	382
インフラ施設計(b+d)		170	0	5,414	5,584		8,655	-3,071	596
合計(a+b+c+d)		2,839	2,193	6,207	11,240		15,194	-3,954	978

(単位: 百万円)

7 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標

ここまでに試算した結果から、必要額と使用可能額の乖離＝財源不足額を解消するためにどの程度更新費用を縮減すればよいか推計し、「更新費用」と「更新財源」が均衡する点を求めると財政均衡縮減率は3.84%となります。これは必要額と使用可能額を同額にするために、今後40年間で施設等関連費用に必要な額を4%程度縮減する必要があることを示しています。

図 1-14 財政均衡縮減率



上記から「金額」と「施設数や面積」が比例すると仮定し、40年間でおよそ4%の施設数や面積を縮減すると目標設定することも可能ですが、あくまで試算であるため、今後の公共施設マネジメントを進めていく上での1つの指標として捉えることが妥当と考えます。

また、本町では今後人口が増加する見込みとなっており、人口が増えるのに反して施設を減らすことによってサービスの低下にも繋がりがかねません。

したがって、全体的な施設数や面積の数値目標については、現状規模の維持を目標とします。

ただし、個別施設ごとにより効率的な施設管理・運営によるコスト削減や、サービスの向上による収入増など様々な手法を検討し、安易な施設規模縮減のみによらず財源不足を解消し、安心安全で持続可能な施設サービスを提供することを引き続き検討していきます。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 高齢化の進行によるニーズの変化への対応

本町の人口は、昭和55年に11,501人から、令和2年には21,792人と大きく増加しました。しかし、年齢区分別の人口構成割合は、年少人口（15歳未満）が、22.9%（昭和55年）から15.6%（令和2年）と低下し、老年人口（65歳以上）が、9.9%（昭和55年）から24.0%（令和2年）と大きく上昇しました。このように、本町は、人口が増加傾向にあるものの、急激な高齢化が進行しています。

したがって、今後、高齢者を対象とした高齢福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。このような状況変化を踏まえ、施設規模の見直し、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る町民ニーズに対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化への対応

昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設が多くを占めます。こうした築年数が相当程度経過した施設は、老朽化している懸念があるため、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新費用の捻出

平成28年度策定時点で本町（普通会計）が保有する公共施設にかかる今後40年間の更新費用の総額は272億円で、1年あたりの平均費用は6億円と試算されます。

策定当時から過去5年間（平成23年度～平成27年度）に公共施設の新規整備及び更新にかけてきた金額は年平均2億円です。よって、平成28年度策定時点で本町が保有する公共施設を今後も全て維持すると仮定した場合、今後40年間でこれまでの3.3倍程度の公共施設の更新に係る支出が必要となる計算になります。

なお、個別施設計画で試算した結果を踏まえると、1年あたりの平均費用はおよそ4億円と試算されます。現時点から過去5年間（平成28年度～令和2年度）に公共施設の新規整備及び更新にかけてきた金額は年平均3.8億円ですので、直近の投資額と同程度の額が今後40年間で必要となってくる計算となります。

(4) 公共施設等にかげられる財源の限界

本町の町税収入は、人口増等により増加傾向で推移しています。しかし、今後は高齢者割合の上昇に伴って町税収入が減少する一方で、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

現状においても経常一般財源からは投資的経費に回せる余裕が乏しく、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

2 計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の計画とする必要があるため、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で見通すことが求められている人口の今後の見通しの期間（30年程度）を参考に、以下のとおりに設定しました

なお、計画については、本町を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

2017年度(平成29年度)から2056年度(令和38年度)の40年間

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の管理において、点検・診断等は維持管理の必要性の有無やその方向性などの意思決定を行ううえで重要な基礎資料となります。そのため、どの施設においても定期的に点検・診断を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果を踏まえ、修繕が必要な箇所が判明した際は、優先度を付けて迅速に修繕できる体制を構築します。また、点検で不具合が見つからない箇所も、過去の経緯から機能の劣化が想定される箇所は、予防保全の観点から機能回復を図ることで、トータルコストの縮減や平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

調査・点検等により、施設利用者に対して危険性があると認められた公共施設等については、ソフト・ハードの両面から安全確保にむけた取組みを行います。

今後、維持することが難しいとされる施設については、利用者の安全確保の観点から、供用の廃止などの対応を適切に行います。

(4) 耐震化の実施方針

耐震診断の結果、耐震性を確保できていない防災拠点やインフラに係る施設は、速やかな耐震補強に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

適切な点検やその結果に基づく適切な維持管理や予防保全を行うことで、少しでも長く施設を使い続けられるように対応を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

本町は人口増加が見込まれており、年少人口比率が高く、近年では学校や子育て支援施設の不

足に対応するため新たな施設の建設が進んでいますが、本町においても少子高齢化は進んでおり、今後の人口推計でも高齢化率は上がる見込みとなっています。

そのため、人口の増加により施設が不足する現状では、施設の統廃合や複合化の余地は少ないものの、長期的には少子高齢化の進展に伴う子育て施設の余剰、高齢者福祉施設の不足も見込まれます。

こうした人口構成の変化による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財源確保の見込みを踏まえ、人口減少に伴う施設の複合化、統廃合の視点だけでなく、子育て施設を高齢化施設へ転用するなど、既存施設の有効活用により施設量の増大を抑制する視点からも施設量の最適化を進めます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。

誰もが使いやすいことを目指し、改修や建替え等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

(8) 脱炭素化の推進方針

公共施設の新築・改修などには、断熱性の高い建材の利用や、高効率な設備システムを導入するなどのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化⁸を検討・推進し、省エネ性能向上を図ります。

(9) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを確実に進行します。

建築物の計画設計、維持補修に関する設計管理などについて、全庁での情報を共有・集約することによって、最適な意思決定を行える体制とします。

職員一人ひとりが、自治体経営における全体最適化の意識を持ち、公共施設マネジメントに取り組む体制をとります。

町と町民、NPO、企業など、様々な主体が連携して、公共施設を有効に活用し、地域の持続的な発展を目指します。

⁸ 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物です。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章に掲載する表の見方は次の通りです。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
コミュニティセンター	1	吉岡町コミュニティセンター	下野田558	直営	●	822	昭和57年度	鉄筋コンクリート	令和11年度
	2	吉岡町隣保館	下野田892-1	直営		305	昭和56年度	鉄骨造	平成27年度
小計						1,127			
公民館	1	吉岡町文化センター (研修室・視聴覚室)	下野田472	直営	●	1,332	平成07年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和27年度
小計						1,332			
合計						2,459			

- ① 本計画において用途別に大・中・小分類で分けをしています。本表は中分類別に1つの表となっており、その中の小分類を示しています。
- ② 小分類内の並び順を示しています。
- ③ 施設の名称を示しています。
- ④ 施設の代表所在地を示しています。
- ⑤ 施設の運営主体を示しています。町の直営施設は「直営」、指定管理委託をしている施設は「指定管理者」と表示しています。
- ⑥ 施設が複合施設であるかどうかを示しています。「●」を表示している施設は、①に示す小分類とは異なる用途も持つ複合施設です。
- ⑦ 施設の総延床面積（複数建物がある場合の合算値）を示しています。なお、複合施設の場合は、①に示す小分類用途での「利用面積」分のみを合算しています。また、端数処理の関係で表示上の各施設の数値を合算しても、小計・合計に表示されている数値と異なる場合があります。
- ⑧ 施設内の主要建物（複数建物がある場合、主な機能を持つ建物）が建築された年度を表記しています。
- ⑨ 施設内の主要建物の建築構造を表記しています。グラウンドや公園などの屋外施設の場合は、施設内にある事務所やトイレ等の構造を表記しています。
- ⑩ 施設内の主要建物の耐用年数が到来する年度を示しています。なお、本章においてはP20における財務省令上の法定耐用年数での年度を示しており、他の個別施設計画や長寿命化計画における耐用年数とは異なる場合があります。

【公共施設】

1 集会施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
コミュニティセンター	1	吉岡町コミュニティセンター	下野田558	直営	●	822	昭和57年度	鉄筋コンクリート	令和11年度
	2	吉岡町隣保館	下野田892-1	直営		305	昭和56年度	鉄骨造	平成27年度
小計						1,127			
公民館	1	吉岡町文化センター (研修室・視聴覚室)	下野田472	直営	●	1,332	平成7年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和27年度
	小計						1,332		
合計						2,459			

本町は、吉岡町コミュニティセンターと吉岡町隣保館という2つのコミュニティセンターと、吉岡町文化センター（公民館）を保有しており、吉岡町コミュニティセンターについては一部庁舎として使用しています。これらの集会施設は、住民活動の拠点となる施設です。そのため、利用者の安全性を確保しつつ、利用者数を踏まえた施設規模の維持、集会機能の精査を検討する必要があります。

吉岡町コミュニティセンターは、施設自体の耐用年数到来年度まで期間があるものの、経年劣化に伴い、今後修繕費用が増大する可能性があります。

吉岡町隣保館は、耐用年数が過ぎており、老朽化が進んでいるため、老朽化対策が必要です。

吉岡町文化センター（研修室・視聴覚室）については、「2. 文化施設・図書館」をご覧ください。

(2)管理に関する基本方針

吉岡町隣保館は、安全対策を検討します。また、耐用年数が過ぎており、老朽化が進んでいるため、段階的に老朽化対策に取り組み、長寿命化を目指します。

吉岡町コミュニティセンターは、定期診断を行い、診断結果に基づき、計画的な維持管理を行います。また、維持管理には予防保全の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を図ります。

吉岡町文化センター（研修室・視聴覚室）については、「2. 文化施設・図書館」をご覧ください。

2 文化施設・図書館

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
文化会館	1	吉岡町文化センター(文化会館)	下野田472	直営	●	1,750	平成7年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和27年度
	小計						1,750		
合計						1,750			
図書館	1	吉岡町文化センター(図書館)	下野田472	直営	●	816	平成7年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和27年度
	小計						816		
合計						816			

吉岡町文化センターは、研修室・視聴覚室（施設分類は集会施設）、多目的ホール（施設分類は

文化施設)、図書館(施設分類は図書館)等を有する複合施設です。本町の唯一の文化的集合施設であり、文化発信の中心的役割を担う施設です。年間の利用者数の合計は約15万人です。平成7年度に建築され、施設・設備の老朽化が進む中、各種法定定期点検や各種施設設備の保守点検を実施し、問題のある箇所を部分的に修繕等行っているものの、平成22年度大規模改修設計で計画した多くの改修工事が未実施の状況です。

(2)管理に関する基本方針

吉岡町文化センターについては、施設・設備の老朽化が進む中、施設利用者の増加により建物内の各施設や付帯施設などが頻繁に使用されていることから、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加しており、計画的に修理や交換を進め、定期的な保守点検を実施します。

そのほか、施設の管理体制の強化や効率的な運営を目指し、管理業務のアウトソーシングを検討します。

3 博物館

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
博物館	1	吉岡町文化財センター	南下1322-12	直営		308	平成29年度	軽量鉄骨造	令和29年度
小計						308			
合計						308			

吉岡町文化財センター(施設分類は博物館)は、本町の特色である古墳や宿場などの歴史文化に関する情報発信施設として、平成29年度に建築されました。

(2)管理に関する基本方針

吉岡町文化財センターは、平成29年度建築の新しい施設ではありますが、今後、予防保全的な機能維持と、経年劣化に対応するための修繕を実施しながら施設の長寿命化を図ります。

4 スポーツ施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
体育館	1	吉岡町社会体育館	吉岡町南下1383-12	直営		1,779	昭和61年度	鉄筋コンクリート	令和15年度
	2	吉岡町明治地区児童屋内体育施設	北下466	直営		978	昭和54年度	鉄骨造	平成25年度
小計						2,757			
屋外運動場	1	吉岡町町民グラウンド	漆原字949-1	直営		144	平成2年度	鉄骨造	令和3年度
	2	吉岡町民テニスコート	漆原字949-1	直営		24	平成14年度	鉄骨造	令和15年度
	3	吉岡町八幡山公園	南下字大林1374-9	直営		177	平成4年度	鉄骨造	令和5年度
	4	吉岡町緑地運動公園(河川敷グラウンド)	漆原甲2015-2	直営		4	平成25年度	鉄骨造	令和26年度
	5	吉岡町緑地運動公園(ケイマンゴルフ場等)	漆原2004	指定管理者		111	平成17年度	鉄骨造	令和18年度
小計						460			
その他スポーツ施設	1	吉岡町弓道場	南下1388-1	直営		220	昭和63年度	鉄筋コンクリート	令和17年度
小計						220			
合計						3,438			

本町は、体育館を2施設、屋外運動場を5施設、その他のスポーツ施設を1施設保有しています。施設の延床面積の合計は3,438㎡であり、年間の利用者数の合計は令和元年度で約17万人です。

このうち、吉岡町社会体育館は、平成27年度に大規模改修を行いました。付属施設に修繕必要箇所があります。また、吉岡町緑地運動公園(ケイマンゴルフ場等)は、施設が倉庫や便所であり、必要に応じて小規模修繕を行っています。なお、当該施設は、指定管理者制度を導入していません。

(2)管理に関する基本方針

定期的な点検を実施し、修繕・更新が必要な箇所がある場合には適切な対応を行います。現行で補修計画は明文化されていないものの、劣化度による危険箇所を抽出し、計画的な補修を行います。

明治地区児童屋内体育施設については、建替えや改修等を含め検討を進めます。

また、指定管理者制度を導入しているのは、吉岡町緑地運動公園(ケイマンゴルフ場等)ですが、他施設においても運営方法の効率化を検討します。

なお、吉岡町民プールは、経年劣化が著しいことや維持費用や運営費用の財政負担が重いため、平成29年度に取り壊しました。

5 レクリエーション施設・観光施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
レクリエーション施設	1	船尾自然公園(バーベキュー広場)	上野田3160-1	直営		72	平成7年度	木造	令和元年度
小計						72			
観光施設	1	道の駅よしおか温泉	漆原2004	指定管理者		580	平成3年度	鉄骨造	令和11年度
	2	よしおか温泉リバートピア吉岡	漆原1989	指定管理者		2,314	平成10年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和18年度
小計						2,894			
合計						2,966			

本町は、レクリエーション施設を1施設、観光施設を2施設保有しています。施設の延床面積の合計は2,966㎡であり、年間の利用者数の合計は令和元年度で約40万人です。

全体の老朽化度は比較的低い水準ですが、レクリエーション施設である船尾自然公園（バーベキュー広場）は、老朽化が進んでおり、老朽化対策が課題です。

観光施設は道の駅よしおか温泉とよしおか温泉リバートピア吉岡があります。両施設とも建設から10年以上経過しており、経年劣化がみられる箇所も徐々に発生しています。老朽化に伴い施設・設備の修繕費が増加していくことが想定されます。

観光施設の2施設については、指定管理者制度を導入し、管理の効率化を進めています。

(2)管理に関する基本方針

船尾自然公園（バーベキュー広場）は、老朽化が進んでいることから、施設の調査点検を行い、実態を把握した上で必要箇所に関して修繕等を行い長寿命化を目指します。

観光施設は、定期点検を実施し、点検結果に基づき計画的な維持管理を行います。また、増加が想定されている修繕費に対応するため、危険箇所や設備の状況を把握し、長寿命化に資する予防保全的な修繕、改善を実施します。

なお、長期的には、民間でのサービス提供が可能な施設については、譲渡も視野に入れた検討を行います。ただし、譲渡が困難な場合は、廃止も視野に入れた検討も行います。

6 産業系施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
産業促進施設	1	吉岡町農産加工室	吉岡町下野田550-1	直営		65	平成13年度	木造	令和3年度
	2	吉岡町農産加工販売施設	吉岡町漆原1989	直営		46	平成10年度	木造	平成30年度
小計						111			
合計						111			

本町は、吉岡町農産加工室と吉岡町農産加工販売施設という2つの産業系施設を保有しています。施設の延床面積の合計は111㎡であり、年間の利用者数の合計は令和元年度で約5,000人です。老朽化が進んでおり、施設及び施設設備の老朽化対策が課題です。

(2)管理に関する基本方針

吉岡町農産加工室の設備及び備品については定期的に保守点検を行っており、今後施設本体の点検も随時行い、経年劣化した箇所について修繕を行い、環境や利便性に配慮した施設修繕も同時に行います。

吉岡町農産加工販売施設は、本施設の使用状況を考慮すると今後も継続的に使用されることが想定されるため、不必要な大規模補修工事は実施しないものとします。ただし施設使用時の安全を確保するため、施設の目視による確認や施設使用者へのヒアリング等といった点検業務を定期的に実施することで、施設の状況を把握し経年劣化に対応した修繕を実施します。

7 学校

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
小学校	1	吉岡町立明治小学校	北下448-2	直営		5,445	昭和53年度	鉄筋コンクリート	令和7年度
	2	吉岡町立駒寄小学校	漆原1016	直営		8,388	平成16年度	鉄筋コンクリート	令和33年度
小計						13,833			
中学校	1	吉岡町立吉岡中学校	南下1383-2	直営		8,774	昭和44年度	鉄筋コンクリート	平成28年度
小計						8,774			
合計						22,607			

本町は、小学校として吉岡町立明治小学校と吉岡町立駒寄小学校の2施設、中学校として吉岡町立吉岡中学校の1施設を保有しています。

平成26年頃から児童・生徒数が2,000人を超え、その後も微増傾向を保っています。児童・生徒数の増加に伴う学級数の増加に伴い、駒寄小学校北校舎、明治小学校南校舎、吉岡中学校中校舎・東校舎を増築しました。

(2)管理に関する基本方針

点検・診断などを重点的に行うとともに、その結果に迅速に対応するなど適切な維持管理を行うほか、予防保全の考え方を導入し、長寿命化を図ります。

また、本町の年少人口は増加しているものの、年少人口比率は低下しているため、年少人口の推移を適格に把握し、施設規模の最適化に努めます。

8 その他教育施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
給食センター	1	吉岡町学校給食センター	南下1388-1	直営		821	昭和62年度	鉄骨造	平成30年度
小計						821			
合計						821			

本町は、その他の教育施設として、吉岡町学校給食センターを保有しています。老朽化度が高い水準であるため、平成23年度頃から調理設備や床・屋根等の修繕を計画的に実施し、長寿命化を図っています。また、今後の課題として、人口増による児童生徒の増加や新しい基準に対応した施

設の設置が求められています。

(2)管理に関する基本方針

施設は劣化状況にあることから、随時修繕を行います。なお、老朽化が進んでいるものの、町政の運営に不可欠な施設であることから、予防保全の考え方を取り入れながら、適切な維持管理に努めます。また、今後、施設や設備の老朽化等も進むことから利便性の高い行政機能エリアに建替えも視野に入れた検討を進めます。

9 幼児・児童施設

(1)現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
児童館	1	吉岡町児童館	大久保3633	直営		263	昭和55年度	木造	平成14年度
小計						263			
学童クラブ	1	明治第1学童クラブ施設	北下476-1	指定管理者		189	平成18年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和35年度
	2	明治第2学童クラブ施設	北下425	指定管理者		61	昭和58年度	木造	平成17年度
	3	駒寄学童クラブ施設(第1・第2)	大久保2338-12	指定管理者		402	平成21年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和38年度
	4	中央学童クラブ施設(賃貸物件)	吉岡町南下1392	指定管理者		145	平成8年度	鉄筋コンクリート	令和25年度
	5	駒寄第3学童クラブ施設	漆原1387	指定管理者		258	平成28年度	木造	令和20年度
小計						1,054			
合計						1,318			

本町は、児童館を1施設、学童クラブを5施設保有しています。施設の延床面積の合計は1,318㎡であり、年間4,289千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は令和元年度で約8万人です。

吉岡町児童館は平成27年度に耐震改修工事を実施し、定期的な防災設備保守点検を実施しています。明治第2学童クラブ施設及び中央学童クラブ施設は、明治地区での学童クラブ新設に伴い、現在の施設での放課後児童育成事業は今後廃止します。

なお、全ての学童クラブについて、指定管理者による運営を行い、定期的な防災設備保守点検を実施しています。

(2)管理に関する基本方針

利用者の安全状況の確保を第一に考え、定期的に点検を実施し、点検結果に基づき計画的な維持管理を実施します。また、今後の劣化状況を見ながら予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。さらに、指定管理者と適切な連携体制を構築します。

10 高齢福祉施設

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
高齢福祉施設等	1	吉岡町老人福祉センター	南下1333-4	指定管理者		1,521	昭和56年度	鉄筋コンクリート	令和13年度
	2	吉岡町地域福祉交流施設	大久保2337-1	直営		67	平成29年度	木造	令和21年度
小計						1,588			
合計						1,588			

本町は、高齢福祉施設として、吉岡町老人福祉センターと地域福祉交流施設を保有しています。施設の延床面積は 1,588 ㎡です。

本町の将来人口における老年人口の比率は増加傾向にあることから、今後利用者数は増加することが見込まれます。

吉岡町老人福祉センターについては、施設管理は指定管理者制度を導入しています。

(2) 管理に関する基本方針

利用者の安全確保を第一に考え、業務に連動して施設点検記録を作成し、施設状況を適時把握しながら、適切な維持・管理を行い、予防保全的な機能維持のための修繕を実施しながら施設の長寿命化を図ります。

また、施設の安全な利用のために、利用者に対して適正な利用方法の周知を行うとともに、管理効率向上のため、指定管理者との適切な連携体制を構築します。

11 保健施設

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
保健センター	1	吉岡町保健センター	下野田565	直営		990	平成14年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和34年度
小計						990			
合計						990			

本町は、保健施設として、保健センターを保有しています。施設の延床面積は 990 ㎡であり、年間の利用者数は令和元年度でおよそ 17,000 人です。町の人口増加により今後も利用者が増加し続けていく中で、求められるサービス水準を確保しつつ、効率的な運営を図ることが課題となります。

また、令和元年度には、保健センター内に、子育て包括支援センターが設置されました。

(2) 管理に関する基本方針

保健センターは、地域における母子保健・老人保健の拠点であることから、とりわけ安全性が求められる施設です。乳幼児や高齢者にも配慮し、衛生面や安全対策に留意しながら、適切な維持管理を進め、経年劣化に対応するため、修繕等に取り組み長寿命化を目指します。

1 2 庁舎等

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
庁舎	1	吉岡町役場	下野田560	直営		3,328	昭和61年度	鉄筋コンクリート	令和18年度
	2	吉岡町コミュニティセンター (上下水道課・書庫)	下野田558	直営	●	171	昭和57年度	鉄筋コンクリート	令和14年度
	3	吉岡町文化センター (教育委員会事務局)	下野田472	直営	●	455	平成7年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和27年度
小計						3,954			
合計						3,954			

本町は、庁舎等として、吉岡町役場、吉岡町コミュニティセンター（上下水道課・書庫）、吉岡町文化センター（教育委員会事務局）を保有しています。施設の延床面積の合計は 3,954 ㎡です。経年劣化に伴い、それぞれの施設において、今後修繕費用が増大する可能性があります。

(2) 管理に関する基本方針

施設の内部で劣化が進んでいる箇所への対応は、定期点検などによって施設利用状況の把握を行い、修繕必要箇所を特定した上で計画的な修繕等の対応を行います。

庁舎は常時・緊急時の町民の行動の拠点となりうる施設です。電気、空調、防火設備、エレベータ、自動ドア等の施設設備の点検を定期的実施し、不具合の早期発見、予防保全に努め、適切な利用、維持管理、修繕を行い、財政負担の軽減・平準化に努めます。

1 3 消防施設

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
消防団詰所	1	消防団第1分団詰所	吉岡町上野田1113-1	直営		106	平成24年度	鉄骨造	令和32年度
	2	消防団第2分団詰所	漆原303-3	直営		106	平成13年度	鉄骨造	令和21年度
	3	消防団第3分団詰所	大久保1771	直営		106	平成21年度	鉄骨造	令和29年度
	4	消防団第4分団詰所	南下887-2	直営		106	平成10年度	鉄骨造	令和18年度
	5	消防団第5分団詰所	下野田588-4	直営		114	昭和63年度	鉄骨造	令和8年度
小計						540			
合計						540			

本町は、消防団詰所を 5 施設保有しています。施設の延床面積の合計は 540 ㎡です。消防施設は住民の安全に不可欠な施設であるため、消防能力を維持しながら、コスト削減を図る必要があります。

また、一部施設については建築年数が 30 年を超えているなど、老朽化が進んでいる施設もあります。

(2) 管理に関する基本方針

緊急時に迅速に対応するための施設としての役割を確保しつつ、定期的な点検の実施による施設の劣化状況等の早期把握と、消防団の活動状況や定期的な修繕・更新履歴の確認・把握など適切な管理運営を行うことにより、施設の現状を正確に把握するとともに適宜修繕に努めていき、可能な

コスト削減策を実施していきます。

1.4 公営住宅

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営 主体	複合 施設	延床 面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
町営住宅	1	町営住宅本宿団地	吉岡町大久保2108-1	直営		2,948	昭和59年度	鉄筋コンクリート	令和13年度
	2	町営住宅北下団地	吉岡町北下1154-1	直営		316	昭和55年度	コンクリートブロック	平成30年度
小計						3,264			
合計						3,264			

本町は、公営住宅として、本宿団地、北下団地、の2施設を保有しています。施設の延床面積の合計は3,264㎡であり、管理戸数は本宿団地45戸、北下団地5戸の合計50戸です。

本宿団地は、平成21年度に策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、平成25年度に屋上防水・外壁改修工事を実施しましたが、建設以来、修繕が行われていない部屋もあり、入退去に伴う修繕費用の増大が課題となっています。

また、北下団地は平成17年度に耐震診断を実施したところ、耐震改修が必要でありながら、構造上耐震化が難しいと診断されました。そのため、北下団地は募集停止中です。

(2) 管理に関する基本方針

北下団地については構造上耐震化が難しいため取り壊す方針となっています。また、令和6年までに北下団地の5戸の廃止を行い、本宿団地の45戸を維持します。取り壊し後の敷地については、他施設への転用や売却等も含め利活用方法を検討します。

本宿団地は、定期点検等の結果に基づく修繕を実施します。また、優先的に修繕が必要である箇所を洗い出し、該当する入居者には一時的な住替え等を提案するといった、計画的かつ効率的な修繕の実施を検討します。

また、下野田団地は平成27年11月に閉鎖し、平成29年度に取り壊しました。

1.5 公園

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営 主体	複合 施設	延床 面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
公園内建物	1	吉岡町上野田ふれあい公園 (管理棟等)	上野田1256-23	直営		142	平成17年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和37年度
	2	吉岡町城山みはらし公園 (休憩所・倉庫・便所・東屋)	吉岡町南下172-1	直営		138	令和元年度	鉄骨造	令和32年度
	3	船尾自然公園 (便所等)	洪川市伊香保町 伊香保633-7	直営		114	平成10年度	木造	平成25年度
	4	吉岡町ふれあいやすらぎ公園 (東屋)	大久保3091-2	直営		67	平成19年度	木造	令和6年度
	5	漆原地区農村公園(天神東公園) (東屋)	漆原1951	直営		9	平成9年度	木造	平成26年度
小計						470			
合計						470			

本町は、公園を5箇所保有しており、公園内の建物として、吉岡町上野田ふれあい公園に管理棟

及び東屋を、吉岡町城山みはらし公園に休憩所、倉庫、便所及び東屋を、船尾自然公園に東屋及び便所を、吉岡町ふれあいやすらぎ公園に東屋を、漆原地区農村公園（天神東公園）に東屋を保有しています。施設の延床面積の合計は470㎡です。船尾自然公園にある便所、および漆原地区農村公園（天神東公園）にある東屋は老朽化が進んでおり、利用者の安全を確保するために、今後のあり方の検討が必要です。

また、船尾自然公園のトイレ・カーブミラー・道路標識・結婚の森の鐘・おんべこおり橋（吊り橋）・バーベキュー広場の水車小屋など施設が老朽化し、老朽化により機能せず危険なものがあり、撤去及び改修には多額の費用を要することが想定されます。

（2）管理に関する基本方針

船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化が進んでいるため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討します。なお、船尾自然公園（結婚の森）については閉鎖しています。

その他の施設は、日常的な清掃と併せた点検作業を継続的に行い、修繕箇所を早期に発見できる仕組みを検討します。

16 農業用水施設

（1）現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
農業用水施設 (管理棟)	1	上野原貯水池(10万トン)	上野田3161-1	直営		52	昭和58年度	木造	平成17年度
小計						52			
合計						52			

本町は、農業用水施設として、上野原貯水池（管理棟）を保有しています。施設の延床面積は52㎡です。昭和58年度に建設された施設で、老朽化が進んでいます。

（2）管理に関する基本方針

日常的な管理の方法としては、定期訪問時に簡易的な点検を実施し、施設の状態を確認していきます。維持管理費の縮減に努めながら、適切な維持管理を図ります。また、利用頻度も低く、他施設への転用も図る必要もないことから、今後、長寿命化や更新を図る必要性は低い状況を勘案し、今後10年間の方針としては、当該施設の用途を廃止し、解体撤去を行うものとします。

17 その他施設

(1) 現状と課題

小分類	No	施設名称	所在地	運営主体	複合施設	延床面積(m ²)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
普通財産	1	吉岡町シルバー人材センター	南下1333-4	貸付		162	平成16年度	鉄骨鉄筋コンクリート	令和36年度
	2	小井堤町コミュニティセンター	上野田1213	貸付		125	昭和63年度	鉄骨造	令和4年度
	3	上野原南部コミュニティセンター	上野田1601-6	貸付		124	平成13年度	鉄骨造	令和17年度
小計						411			
合計						411			

本町は、その他施設として、吉岡町シルバー人材センター、小井堤町コミュニティセンター、上野原南部コミュニティセンター3施設を保有しています。

吉岡町シルバー人材センターは、町が建設した施設を無償貸付しているものです。小井堤町コミュニティセンターと上野原南部コミュニティセンターは、平成20年4月に行政区制度から自治会制度に移行した際に、町が所有していた各行政区の集会施設のうち耐用年数が経過したものを各自治会に無償譲渡しましたが、この2施設は耐用年数が到来していないため、町が所有し自治会に無償貸付をしています。

施設の延床面積の合計は411 m²です。

(2) 管理に関する基本方針

小井堤町コミュニティセンター、上野原南部コミュニティセンターは、長寿命化に向けた施設の適切な利用・維持管理を徹底します。また、耐用年数が経過した後、自治会に無償譲渡します。

吉岡町シルバー人材センターについては、公有財産無償貸付契約に基づき、シルバー人材センターが主体となって耐用年数到来までは、必要最低限の修繕を行いながら、適切な維持管理に努めています。

また、駒寄旧住宅は、地域福祉交流拠点施設として改修し高齢者福祉施設として活用が図られ、第三保育園は社会福祉法人吉岡会にて新築後に解体しました。

【インフラ】

1 橋りょう

(1)現状と課題

本町が管理する橋りょうは139本あり、総延長は1.3km、面積は7,806㎡です。

このうち、令和元年度現在で建設後50年を経過する橋梁は、全体の19%を占めており、20年後には、53%程度に増加するため、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るために、橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。

(2)管理に関する基本方針

基本的な点検として、5年のサイクルで全橋りょうの定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施します。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減します。

2 道路

(1)現状と課題

町が管理する道路は、総延長309km、面積が1,497,464㎡です。路線によって老朽化の状況が異なるため、老朽化の状況や交通量等を考慮し、計画的に補修を実施する必要があります。

平成29年度モニタリング調査では、交通量が少ない生活道路（センターラインがない道路）でも破損が進行していることが確認されました。

生活道路への交通流入が増えている可能性もあることから、必要に応じて交通量調査を実施し、対策を進める必要があります。

今後は、道路の使われ方（交通量など）や舗装の状態（舗装構成など）を把握し、舗装のライフサイクルコストを考慮した舗装補修を進めていくことが重要です。

(2)管理に関する基本方針

日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努めます。

また、吉岡町道路長寿命化計画に基づき計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指し、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努めます。

3 上水道

(1)現状と課題

本町の上水道の管渠延長は、200kmです。また、浄水場を4施設、配水池を1施設保有しています。

浄・配水施設の多くは、高度経済成長期の水需要増加に伴って集中的に整備してきたため、設備

の老朽化による故障や、交換部品の製造中止など、様々な問題が発生しています。また、管路の多くは高度経済成長期に布設されており、今後、順次更新時期を迎えるため、増大する更新需要への対応が課題となっています。

一方で、水需要が減少傾向にあることが、施設管理の方針を検討する際の懸念材料となっています。そのため、中長期的な老朽施設の更新需要の見通しと財政収支の見通しを把握することが必要です。

(2)管理に関する基本方針

浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行います。

また、アセットマネジメント（資産管理）手法を導入し、中長期的財政収支に基づいて施設の更新等を計画的に実行しています。これにより安定した運転と施設の信頼性を保持していくことを目標とします。

これまで本町では、施設の定期的な点検や劣化状況等の確認を繰り返し行い、補修等を実施し施設の長寿命化に努めてきています。今後は多角的な分析ができるように、このような維持管理上における情報の電子化等を行い、事業費の平準化を図りながらより実用的な施設更新を目指し、安定給水の持続と更新費用の低減化を図ります。

4 下水道

(1)現状と課題

本町の下水道の管渠延長は、123.7 kmです。また、農業集落排水施設を3施設、資源循環処理施設を1施設保有しています。

各処理区において施設の老朽化が進んでいることから、今後改築需要が集中することが懸念されます。

このため、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入により安定した運転を確保するなど、計画的な維持・修繕及び改築を行い、持続可能な下水道事業の安定した経営を行うことが求められます。

(2)管理に関する基本方針

各施設の耐震化工事は既の実施していることから、まずは機能診断を実施し、施設ごとの現状を把握した後、施設ごとに適切で効率的な維持管理の体制を整えていく必要があります。そこで、ストックマネジメント計画の策定を進めていきます。

また、維持管理コストの縮減を図るため、町が単独で管理している農業集落排水施設については、公共下水道につなぎ込むことで、施設そのものを廃止・除却する方針です。そのために、長期的な公共下水道区域の見直しを行っています。

なお、令和2年度から地方公営企業法の適用をしています。

第4章 PDCA サイクルの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公会計の固定資産台帳と合わせて、一元的に管理できる体制の構築を図ります。これによって、分類別の有形固定資産減価償却率の把握や、将来の更新必要額を把握します。また、公共施設の状況把握や、今後の対策優先順位の検討などに固定資産台帳を役立てます。

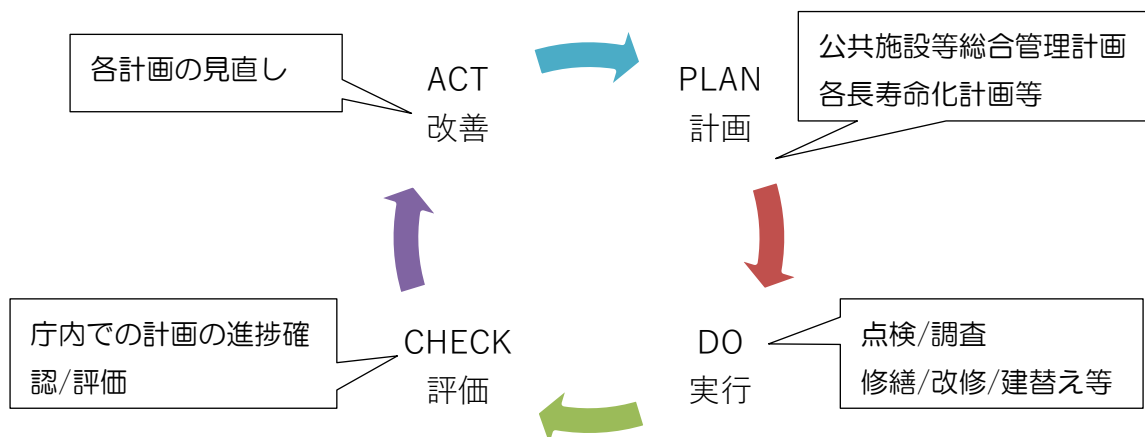
本計画の着実な推進にあたっては、全庁的な取組体制をとり、公共施設の効率的な配置等に関する検討審議等を継続的にを行います。

2 フォローアップの進め方について

- ①本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、毎年評価を実施します。
- ②本計画は、本町を取り巻く社会情勢や国の施策等の推進状況等を踏まえて見直し等を行うとともに、上記の進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合にも、改定します。
- ③基本計画として位置づけられる本計画に沿って個別施設の再編整備計画を検討し、具体的な取組を進めます。
- ④公共施設等の全体的な現状把握を、本計画の改定時に実施します。

3 PDCAサイクルの推進方針

計画の推進にあたり、各種計画の内容が実行されたかを庁内にて評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟に対応するため定期的に見直しを行います。



吉岡町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

吉岡町役場 企画財政課 財政室

URL:

<http://www.town.yoshioka.gunma.jp>

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL : 0279-54-3111 (代表)

FAX : 0279-54-8681